

官報

号外
国会会議録

令和八年四月十六日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第十三号

令和八年四月十六日(木曜日)

議事日程 第九号

令和八年四月十六日

午後一時開議

第一 環境省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出

第三 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出

第四 農林中央金庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第五 農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出

第六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出

一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

日程第一 環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

以上、御報告申し上げます。(拍手)

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

日程第一 環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、環境省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長宮路拓馬君。

報告書

環境省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔宮路拓馬君登壇〕

○宮路拓馬君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、同省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、その名称を地方環境局に改める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る九日本委員会に付託され、翌十日石原環境大臣から趣旨の説明を聴取し、十四日に質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

日程第一 環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、環境省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長宮路拓馬君。

報告書

環境省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔宮路拓馬君登壇〕

○宮路拓馬君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、同省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、その名称を地方環境局に改める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る九日本委員会に付託され、翌十日石原環境大臣から趣旨の説明を聴取し、十四日に質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

日程第一 環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、環境省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長宮路拓馬君。

報告書

環境省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔宮路拓馬君登壇〕

○宮路拓馬君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、同省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、その名称を地方環境局に改める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る九日本委員会に付託され、翌十日石原環境大臣から趣旨の説明を聴取し、十四日に質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

日程第一 環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、環境省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長宮路拓馬君。

報告書

環境省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第二、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長武村展英君。

報告書

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔武村展英君登壇〕

○武村展英君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の人口の減少等の社会経済情勢の変化に対応して、金融機関等の経営基盤の強化を図るため、金融機関等に国が資本参加する制度について、申請期限を廃止して当分の間の措置とし、大規模な災害等の事態における特例を創設するとともに、合併等を行う金融機関等に国が資金

を交付する制度の申請期限を延長し、情報処理システムの共同化を行う金融機関等に国が資金を交付する制度を創設するほか、協同組織金融機関による一般優先出資の消却方法を弾力化する制度を創設する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月九日当委員会に付託され、翌十日片山国務大臣から趣旨の説明を聴取し、十四日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第三、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長古川康君。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔古川康君登壇〕

○古川康君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限を十年間延長するものであります。

本案は、去る四月八日本委員会に付託され、翌九日林総務大臣から趣旨の説明を聴取し、十四日、質疑を行い、これを終局しました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第四、農林中央金庫法の一部を改正する法律案、日程第五、農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤井比早之君。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び同報告書
農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔藤井比早之君登壇〕

○藤井比早之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農林中央金庫法の一部を改正する法律案は、農林中央金庫による農林水産業者への円滑な出資及び融資を促進するため、農林中央金庫が目的達成のために営むものとされている業務として会員組織の構成員への資金の貸付け等の追加、地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社への出資に係る認可手続の緩和等の措置を講ずるものであります。

次に、農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案は、農業者における規模拡大、生産性向上、付加価値向上等を図る取組の進展に伴い資金

需要が拡大している状況に鑑み、長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、農業近代化資金について、貸付対象者の追加及び貸付金合計額の最高限度額の引上げの措置を講ずるものであります。

両法律案は、去る四月八日本委員会に付託され、翌九日鈴木農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、十四日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第六、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。法務委員長井上英孝君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(井上英孝君登壇)

○井上英孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を百二十六人減少しようとするものであります。

本案は、去る四月九日本委員会に付託され、翌十日平口法務大臣から趣旨の説明を聴取し、十四日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(森英介君) この際、内閣提出、防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。防衛大臣小泉進次郎君。

(国務大臣小泉進次郎君登壇)

○国務大臣(小泉進次郎君) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編その他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、防衛副大臣の定数を一名増加するほか、若年定年により退職する自衛官に対する再就職の援助の拡充、若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の自衛官の人材確保のための制度の整備等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、現下の急速に厳しさを増す安全保障環境に対応するため、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正して、自衛官の定数の変更、航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編及び宇宙作戦戦集団の新編、陸上自衛隊第一五旅団の第一五師団への改編等を行うとともに、国家行政組織法の一部を改正して、防衛副大臣の定数を一名増加することとしています。

第二に、人的基盤の抜本的強化のため、自衛隊法及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正して、若年定年により退職する自衛官が六十五歳に達するまでの間は、引き続き、防衛省が再就職の援助を行うことができることとするともに、若年定年退職者給付金の支給水準の引上げや支給要件の緩和等を行うこととしています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(森英介君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。吉田宣弘君。

(吉田宣弘君登壇)

○吉田宣弘君 中道改革連合の吉田宣弘です。

私は、中道改革連合・無所属を代表し、ただいま議題となりました防衛省設置法改正案について質問いたします。(拍手)

まず冒頭、本改正案を所管する防衛大臣及び防衛省も大いに注視していると推察される、ホルムズ湾の封鎖等イラン情勢の緊迫化が国民の生命や健康に深刻な影響を及ぼしかねないという観点から、医療用品の供給の確保について質問いたします。

とりわけ、人工透析は透析患者が命をつなぐ大切な医療です。人工透析の結果、排液が発生します。この排液は適切に処理される必要があります。通常は医療廃棄物として管理されます。しかるに、

人工透析の排液を回収する容器は、日本国内のシェア七割をタイ製のものが占めている、イラン情勢の緊迫化でタイへのナフサ供給が今月半ばで終了する可能性もあるとの状況をお聞きいたしました。結果、排液回収容器が日本に輸入できず、透析治療に支障が出る可能性が危惧されております。

今、現場に必要なのは、ナフサを原料に製造される製品です。特に、医療用の製品の不足は国民の命に直結します。政府として、医療用製品の不足が生じないように、ナフサを原料とした製品、特に透析用の医療用品の確保にも注意を払うべきと考えますが、上野厚労大臣の見解をお聞かせください。

次に、核兵器拡散抑止は、日本の防衛政策、ひいては今後の防衛省設置法の在り方にも大いに影響があると推察されます。

この点、核拡散防止条約、NPT再検討会議が四月二十七日からニューヨークの国連本部で始まります。直近の再検討会議は二回連続で最終文書を採択できずに決裂しており、国連の中満軍縮担当上級代表・事務次長は、今回も成果文書を出せなければ条約の空文化が始まる可能性があるという危機感を示しているとのことでございます。

しかし、報道によると、今回の会議には高市総理や茂木外務大臣も出席を見合わせるのことでございます。二〇二二年には運用検討会議に岸田総理が、二〇二五年には運用検討会議準備委員会に岩屋外務大臣が出席されているので、残念であります。

そこで、今回行われる再検討会議に対する政府の認識と、総理も外務大臣も出席を見合わせ、外務副大臣の出席にとどめる理由についてお聞かせください。

次に、防衛装備品の移転について、改定が予定されている国家安全保障戦略と関連して質問いたします。

小泉防衛大臣は、安全保障委員会における大臣所信の中で、三文書を前倒しで今年中に改定しますと述べられました。前回の改定から三年と四か月しか経過していませんが、改定の背景となる我が国を取り巻く安全保障環境に対する防衛省の認識は、前回改定時と比べてどのように変化しているのでしょうか。お答えください。

次に、小泉防衛大臣は、防衛装備移転は、力による一方的な現状変更を抑止し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する重要な政策的手段であり、防衛産業の成長にも資するものと述べていました。

では、防衛装備品移転は、なぜ力による一方的な現状変更を抑止することになるのか、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することになるのか、防衛産業の成長にも資することになるのか、答弁を求めます。

中道改革連合としても、防衛装備移転は、インド太平洋地域の平和と安定に資する重要な政策手段となり得ると認識をしております。しかし、完成品の移転は地域の抑止バランスや緊張に直結するため、武力紛争当事国への移転を可能とする例外規定を設ける場合、その基準や例示は厳格であるべきであり、専守防衛の中で論理的整合性を保

ちつつ積み上げてきた我が国の安全保障政策とは、これからもその整合性を保ち続けていかなければなりません。

また、政府は、防衛装備移転三原則において、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持すると明記しています。

今般、防衛装備移転三原則の運用指針の一部である、いわゆる五類型を撤廃する議論が防衛省及び関係省庁の中で検討が進められているとお聞きをしております。

そこで、先日、中道改革連合、立憲民主党・無所属、公明党は、防衛装備移転三原則の運用指針の見直し及び厳格化に関する提言を政府に提出いたしました。

現行の五類型は、主にシーレーン防衛を始め海洋安全保障を念頭に、インド太平洋地域の平和と安定を図るための政策手段として設定されたものと承知をしております。五類型を撤廃することは、この設定された枠組みからより広範な防衛装備移転へと、目的が拡大、変容する可能性があります。

そこで、なぜこのような可能性を含む装備移転が必要なのか、これまでの憲法の平和主義の理念との論理的な整合性は保てるのか、また、国連憲章を遵守するという平和国家としての基本理念にかなうのか、これら必要性、正当性は事前に国会において国民の皆様に説明されるべきと考えますが、防衛大臣から受け止めを伺いたく存じます。さらに、新たに殺傷能力の高い武器を移転する場合は、閣議決定という行政府全体で責任を負う

のみならず、立法府の政治的判断も仰ぐべきと考え、アメリカのFMS、対外有償軍事援助の手続を参考に、一定の額を超える案件については国会への事前通知を検討すべきとの内容がさきの提言の中に含まれています。

政府が検討している事後通知では、国会の関与とは言えないのではないのでしょうか。政府は、一定の額などの条件を上回る武器移転の際の国会に対する事前通知について、どう考えていますか。受け止めと、今後、事前通知の検討を行うかどうかについて、答弁を求めます。

次に、適法に行われた防衛装備品の移転であっても、譲受け国において、我が国の平和国家としての理念にそぐわない行為に用いられる可能性を論理的には否定できません。また、防衛産業の健全な成長は我が国の継戦能力強化のために必要ではございますが、国民の皆様に疑義を生じせしめるような政官業の関係は抑止されなければなりません。

そこで、防衛装備品の移転については、その高度な秘匿性に十分配慮しつつも、政官業の適切な距離感の下、移転判断の根拠やプロセスを可能な限り可視化し、事後的な検証を可能にする情報公開の仕組みを整えるべきと考えますが、防衛大臣から受け止めを伺いたく存じます。

次に、昨年、サイバー対処能力強化法及び同整備法が成立し、本年十月一日から施行されます。サイバー対処能力強化法では、サイバーディフェンスはもとより、いわゆるアクティブサイバーディフェンスが任務として認められています。そこで、サイバーディフェンスはもとより、ア

クティブサイバーディフェンスには高度なサイバー技術が必要であると推察されますが、本改正案では、自衛隊サイバー防衛隊がどのように措置されているのか、また、対応する自衛官の人材育成はどうなっているのか、将来必要とされる有能なサイバー人材をどのように確保しようとしているのかについて、防衛大臣の答弁を求めます。

次に、本改正案では、司令部を那覇市に置く陸上自衛隊第一五旅団を第一五師団に改編するとお聞きをしております。自衛隊は、できる限り地元住民の御理解と応援を得られるように努めなければなりません。

この点、防衛省は、第一五旅団の師団化に備え、沖縄県うるま市に訓練場の整備を行うとしておられたそうですが、地元のお声に配慮して、令和六年四月に計画を撤回したとお聞きをいたしました。今般の師団化により訓練需要が増加すると予想されますが、地域住民の皆様の懸念を払拭し、御理解と応援をいただくために、どのように取り組んでいくのかについて答弁を求めます。

宇宙は、軍事的な戦略の対象に限定されたものではなく、国家の安全保障そのものに関わる重要性を有しています。例えば、国民の皆様が日々活用されている位置情報システム、GPSや、気象通信衛星情報に基づく天気予報、災害監視など、国民の皆様の生活や産業活動に不可欠なインフラでもあります。宇宙の重要性は、宇宙空間の安定的な利用を確保するため、国家安全保障戦略に位置づけられていることから分かります。

この点、本改正案では、航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編及び宇宙作戦集団の新編が講じら

れていますが、宇宙の重要性に鑑みると、宇宙への国防の取組は、航空自衛隊だけで担うのではなく、陸自、海自始め防衛省全体を挙げて取り組むべき分野であると感じております。

そこで、このような重要性に鑑みつつも、宇宙防衛について、航空宇宙自衛隊改編と宇宙作戦集団を新編する意義について答弁を求めます。

言うまでもなく、自衛官は、国民にとって尊い、本心に尊い存在でございます。であればこそ、自衛隊の政治的中立について国民の皆様が不安に感じることが政府は厳に慎まなければならないと思います。

今般、自民党大会で陸上自衛隊の女性隊員が制服を着て国歌を歌唱する場面があったとのことでございます。

自衛隊法六十一条で自衛隊員の政治的行為が制限されている規定や、同法施行令八十七条で公私の影響力を利用することが禁止されている規定に抵触するおそれがあり、自衛官及び自衛隊がこれまで積み重ねてきた国民の皆様信頼していただくための努力に傷がつかない事態だと思いますが、小泉大臣の答弁を求めます。

また、小泉大臣は、当該隊員の自民党大会への参加について事前に知り得る立場であり、参加の是非を判断し得る立場であったと考えますが、これを知った時点で何ら問題意識を持たなかったのか、見解をお聞きたいします。

中道改革連合は、平和の理念の下、憲法の平和主義に基づく専守防衛を基本に、日米同盟と平和外交を軸とした、国民の平和と安全を守る現実的な外交防衛政策を進めるために全力で取り組んで

まいりますこと、このことを国民の皆様固く約束申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣小泉進次郎君登壇)

○国務大臣(小泉進次郎君) 吉田宣弘議員にお答えいたします。

三文書改定の背景となる安全保障環境の認識についてお尋ねがありました。

前回三文書を策定した二〇二二年と比べ、現在の安全保障環境は、国際秩序への挑戦が勢いを増すとともに、我が国周辺国等の更なる軍事力の増強や連携の強化があり、ウクライナ侵略を教訓に、無人機の大量運用を含む新しい戦い方や長期戦への備えを急ぐ動きがあるなど、様々な変化が加速度的に生じています。

こうした変化に適切に対応し、強い覚悟を持って、我が国の独立と平和、国民の皆様の命と平和な暮らしを守り抜くため、三文書を今年中に改定することとしたものです。

次に、防衛装備移転の意義についてお尋ねがありました。

防衛装備移転は、同盟国、同志国の抑止力、対処力を向上させるものであり、また、同盟国、同志国への販路拡大やサプライチェーン協力の拡大を通じ、より力強い防衛産業の構築にもつながるものです。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、防衛装備移転を通じて、いざというときに同盟国、同志国とともに助け合うことができる関係を築きながら、更に力強い防衛産業を構築するた

め、議論を積み上げてまいります。

次に、防衛装備移転と平和国家としての基本理念についてお尋ねがありました。

政府として、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを堅持しながら、どのような案件を移転可能とするべきか、検討を進めてまいります。

また、防衛装備移転については、これまでも、政府による対外発信や国会の質疑などを通じて、その考え方や背景について御説明してきたところであり、今後も、国民の皆様御理解をいただくよう、政府の考えについて丁寧説明していくことは当然であると考えています。

防衛装備移転と国会の関与についてお尋ねがありました。

他国における防衛装備移転の制度については、各国の背景や事情を踏まえて設計されており、一概に評価することは困難ですが、例えば、イギリス、フランス、カナダにおいては、個別案件について議会の関与はないと承知しています。

その上で、政府として、防衛装備移転に関する制度の見直しについて、現時点でその内容を予断することは控えますが、防衛装備移転の許可は、

外為法の運用によって行われるものであり、同法の運用は行政権の作用に含まれることから、同法にのっとり、国家安全保障会議における厳格審査を経て、政府がその主体となつて行っていくことが適切と考えております。

次に、防衛装備移転と情報公開の在り方についてお尋ねがありました。

二〇二三年十二月の防衛装備移転三原則の運用指針の見直しに当たっては、自衛隊法上の武器の直接移転や第三国移転について、国家安全保障会議で審議し公表することを基本とするなど、透明性を高める努力を政府としてこれまで積み重ねてきたところでです。

その上で、防衛装備移転に関する制度の見直しについて、現時点でその内容を予断することは控えますが、引き続き、国民の皆様御理解をいただけるよう、政府の考えについて丁寧に説明してまいります。

次に、本改正案における自衛隊サイバー防衛隊の措置とサイバー人材についてお尋ねがありました。

本改正案では、現在約一千十名の自衛隊サイバー防衛隊について、その体制強化として、百四十名の自衛官を増員することとしております。

また、サイバー人材の確保は極めて重要です。自衛隊の学校や部外教育機関での育成のほか、中途採用、予備自衛官の拡充などにより、外部人材の確保も進めているところです。

防衛省としては、こうしたサイバー防衛能力の強化を通じ、政府全体のサイバー安全保障の取組に貢献してまいります。

次に、第一五旅団の師団化に係る地元の御理解と御協力をいただくための取組についてお尋ねがありました。

陸自第一五旅団の師団化に当たっても、地元の皆様の御理解、御協力が得られるよう取り組むことは当然です。

令和八年四月十六日 衆議院會議録第十三号 防衛省設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する吉田宣弘君の質疑 議長長の報告

今後の部隊活動に際し、騒音対策や訓練時間帯への配慮など、周辺地域への影響を可能な限り抑える取組も講じつつ、引き続き、地元の皆様に対する丁寧な御説明や適切な情報提供にしっかりと取り組んでまいります。

次に、航空宇宙自衛隊への改編の意義などについてお尋ねがありました。

カーナビや地図アプリ、天気予報など、もはや宇宙利用なしに国民生活は成り立ちません。宇宙における防衛能力の強化は不可欠であり、日本の優れた技術を生かしながら取組を推進してまいります。

航空宇宙自衛隊の創設等は、我が国全体における宇宙空間の安定的利用の確保、そして、抑止力、対処力の強化に大きく貢献するものと考えています。

最後に、自民党大会における自衛官の国歌歌唱についてお尋ねがありました。

今回の歌唱は、職務ではなく私人として国歌を歌唱したものであり、法令に定める政治的行為には該当せず、自衛隊法に違反するものではありませんが、今回の歌唱に関しては、私が事前に報告を受けていなかったように、私を含む幹部への報告や関係部署の情報共有について反省すべき点があったと考えており、自衛隊の活動に対する国民の理解を得る観点からも、今後は、幹部への報告や関係部署の情報共有を徹底してまいります。

(拍手)
(国務大臣茂木敏充君登壇)
○国務大臣(茂木敏充君) 吉田議員から、NPT運用検討会議についてお尋ねがありました。

NPTは、核兵器国と非核兵器国が広く参加する、核兵器のない世界に向けた唯一の普遍的な枠組みであり、今月末からの運用検討会議は重要な会議になるものと考えています。

会議への出席者については、現時点で決まっていることはありませんが、我が国として、過去二回の運用検討会議において成果文書を採択することができなかったことを教訓としつつ、唯一の戦争被爆国として、NPT体制の維持強化のために、核兵器国と非核兵器国の双方が一致できる点を見出すべく、積極的な役割を果たしてまいります。

(拍手)
(国務大臣上野賢一郎君登壇)

○国務大臣(上野賢一郎君) 吉田宣弘議員の御質問にお答えをいたします。

医療用の石油関連製品の確保についてお尋ねがありました。

これまで、厚生労働省では、製造販売業者や卸、医療機関等に対する情報提供窓口の設置や個別のヒアリングなどを通じて、積極的な情報収集を行っているところです。

経済産業省からは、透析回路を含めた医療物資の材料に必要な原料となるナフサについて、日本全体として必要となる量を確保していると聞いておりますが、情報収集により得られた個別の流通の目詰まり等について、順次、解消を行ってきております。

引き続き、一斉点検等を通じて、こうした取組後の状況を把握し、経済産業省と密接に連携をしながら、必要な対応を速やかに実行してまいります。

○議長(森英介君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

出席国務大臣

総務大臣 林 芳正君
国務大臣 平口 洋君
法務大臣 茂木 敏充君
外務大臣 上野賢一郎君
厚生労働大臣 鈴木 憲和君
農林水産大臣 鈴木 憲和君
環境大臣 石原 宏高君
防衛大臣 小泉進次郎君

出席副大臣

防衛副大臣 宮崎 政久君

○議長長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 今岡 植君 補欠 島田 智明君
神田 潤一君 内山 こう君
谷 公一君 岡本 康宏君
古井 康介君 坂本竜太郎君

法務委員

辞任

補欠

財務金融委員

辞任

補欠

森原紀代子君 山田 基靖君
中川 宏昌君 福重 隆浩君
坂本竜太郎君 古井 康介君
島田 智明君 今岡 植君
山田 基靖君 森原紀代子君
内山 こう君 神田 潤一君
岡本 康宏君 谷 公一君
福重 隆浩君 中川 宏昌君

井出 庸生君 三原 朝利君
上川 陽子君 長田紘一郎君
神田 潤一君 河野 正美君
河野 太郎君 佐藤 主迪君
藤田ひかる君 齊藤 りえ君
長田紘一郎君 渡辺 勝幸君
河野 正美君 神田 潤一君
河野 正美君 藤田ひかる君
齊藤 りえ君 渡辺 勝幸君
佐藤 主迪君 河野 太郎君
三原 朝利君 井出 庸生君
渡辺 勝幸君 上川 陽子君

浅田眞澄美君 白坂 亜紀君
棚橋 泰文君 藤沢 忠盛君
新田 章文君 文月 涼君
藤丸 敏君 福原 淳嗣君
森原紀代子君 金澤 結衣君
米内 紘正君 山本 裕三君
峰島 侑也君 土橋 章宏君
文月 涼君 永田磨梨奈君

令和八年四月十六日 衆議院会議録第十三号 議長の報告	農林水産委員		外務委員		国土交通委員		(特別委員辞任及び補欠選任)	
	福原 淳嗣君 藤丸 敏君 金澤 結衣君 森原紀代子君 白坂 亜紀君 浅田眞澄美君 永田磨梨奈君 新田 章文君 藤沢 忠盛君 棚橋 泰文君 山本 裕三君 米内 紘正君 土橋 章宏君 峰島 侑也君		若山 慎司君 今 洋佑君 大島 敦君 吉田 宣弘君 高山 聡史君 林 拓海君 今 洋佑君 若山 慎司君 西野 太亮君 金子 容三君 渡辺 勝幸君 大空 幸星君 吉田 宣弘君 大島 敦君 林 拓海君 高山 聡史君		山際大志郎君 松本 泉君 山田 美樹君 田中 昌史君 吉田 宣弘君 角田 秀穂君 田中 昌史君 細田 健一君 松本 泉君 上原 正裕君 上原 正裕君 山際大志郎君 細田 健一君 山田 美樹君 米内 紘正君 山田 美樹君 角田 秀穂君 吉田 宣弘君		一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 高見 康裕君 補欠 鹿嶋 祐介君 山田 瑛理君 須田英太郎君 鹿嶋 祐介君 高見 康裕君 須田英太郎君 山田 瑛理君	
	鈴木 拓海君 藤田 誠君 西田 昭二君 安藤たかお君 築 和生君 山本 大地君 藤田 誠君 鈴木 拓海君 安藤たかお君 西田 昭二君 山本 大地君 築 和生君		中曽根康隆君 森原紀代子君 佐々木真琴君 鍋島 勢理君 宇佐美 登君 土橋 章宏君 森原紀代子君 鍋島 勢理君 宇佐美 登君 土橋 章宏君		小池 正昭君 松本 泉君 根本 拓君 向山 淳君 佐藤 英道君 西園 勝秀君 須田英太郎君 山田 瑛理君 松本 泉君 小池 正昭君 向山 淳君 根本 拓君 西園 勝秀君 佐藤 英道君 山田 瑛理君 須田英太郎君		一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号) 法務委員会 付託	
	小寺 裕雄君 国定 勇人君 今 洋佑君 園崎 弘道君 土屋 品子君 山口 晋君 柏倉 祐司君 住吉 寛紀君 住吉 寛紀君 柏倉 祐司君 国定 勇人君 小寺 裕雄君 園崎 弘道君 今 洋佑君 山口 晋君 土屋 品子君 山口 晋君 土屋 品子君		草間 剛君 鹿嶋 祐介君 吉村 悠君 東田 淳平君 山本 香苗君 奥水 恵一君 古川あおい君 土橋 章宏君 古川あおい君 土橋 章宏君		一、去る十四日、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 阿部 司君(理事岩谷良平君去る十四日理事辞任につきその補欠)		経済産業委員 辞任 こつらいつ啓二郎君 補欠 米内 紘正君	
	大空 幸星君 渡辺 勝幸君 金子 容三君 西野 太亮君		厚生労働委員 辞任 草間 剛君 鹿嶋 祐介君 吉村 悠君 東田 淳平君 山本 香苗君 奥水 恵一君 古川あおい君 土橋 章宏君 古川あおい君 土橋 章宏君		経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号) 経済産業委員会 付託			

令和八年四月十六日 衆議院會議録第十三号 環境省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

令和八年四月十六日 衆議院會議録第十三号 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二二号) 国土交通委員会 付託 防災庁設置法案(内閣提出第一三三号) 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一四四号) 以上二件 災害対策特別委員会 付託 一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号) 農林水産委員会 付託 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第三七号) 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 付託 (議案送付) 一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 旅券法の一部を改正する法律案 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案	第十二条の見出しを「(地方環境局)」に改め、同条第一項及び第二項中「(地方環境事務所)」を「(地方環境局)」に改め、同条第三項中「(地方環境事務所)」を「(地方環境局)」に、「及び管轄区域」を「管轄区域及び内部組織」に改め、同条第四項を削る。 附則 (施行期日) 1 この法律は、令和八年七月一日から施行する。 (農業取締法等の一部改正) 2 次に掲げる法律の規定中「(地方環境事務所長)」を「(地方環境局長)」に改める。 一 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第四十四条第二項 二 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第六十九条 三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四十条第二項 四 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第三十条之三 五 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十四条之二 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二十四条の五 七 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二十七条之二 八 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)第十六条の二第二項 九 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第四十四条	十 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第二十二条 十一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第五十四条 十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十六条第二項 十三 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第四十四条第一項 十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五十五条 十五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八十八号)第二十三条第二項 十六 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第二十六条之二 十七 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五十五号)第四十条之二 十八 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第三十条 十九 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六十三条 二十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第八十条之二 二十一 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関	する法律(平成二十年法律第八十三号)第十六条第二項 二十二 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第七条 二十三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第二十三条 二十四 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平成二十六年法律第八十五号)第十四条 二十五 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二十九条第二項 二十六 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)第三百三十七条第二項 (気候変動適応法の一部改正) 3 気候変動適応法(平成三十年法律第五十号)の一部を次のように改正する。 第十四条第一項及び第四項中「(地方環境事務所)」を「(地方環境局)」に改める。 理由 環境省の地方支分部局である地方環境事務所に ついて、同省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、その名称を地方環境局に改める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
---	---	--	--

環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、同省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、その名称を地方環境局に改める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改めること。
- 2 地方環境局の内部組織を、現行の環境省令から、政令で定めるものに変更すること。
- 3 この法律は、令和八年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、同省の所掌事務の円滑な遂行を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和八年四月十四日

環境委員長 宮路 拓馬

衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

環境省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

令和八年四月十六日 衆議院会議録第十三号

環境省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書案及び同報告書

一 地方環境局が取り組む環境施策の展開に当たっては、国民の広範な意見を十分に施策に反映できる仕組みについて多様な手法を検討・活用するように努めること。とりわけ未来世代を担う若者の声を反映させる機会を積極的に設けること。

二 地方環境局については、災害廃棄物処理対策、広域的野生鳥獣保護管理対策及び中間貯蔵事業等の課題に的確に対応するため、更なる機能強化を図るとともに、必要な予算・人員の一層の充実及び中長期的な視点に立った人材育成に努めること。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)

第一条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

「第三十四条の十一―第三十四条の十六」を「第四

第四

章の三 特定事態における資本の増強に関する章の四 金融機関等の経営基盤の強化のための一節 組織再編成等実施計画等の認定等(第三二節 共同化措置実施計画の認定等(第三四三節 資金交付契約(第三十四条の二十一)四節 雑則(第三十四条の二十一)―

特別措置(第三十四条の九の二―第三十四条の措置の実施に関する特別措置第十四条の十一―第三十四条の十五)条の十六―第三十四条の十九)

九の十四)

に改める。

一 第一条中「ため」の下に「、当分の間」を加える。

第二条第六項中「第三章」の下に「及び第三十四条の九の三」を、「ないもの」の下に「第七号にあつては、同号に規定する金融機関等又は他の金融機関等のいずれかが銀行持株会社等でないもの」を加え、同項第七号中「他の金融機関等への」を「金融機関等による他の金融機関等の」に、「交付」を「取得」に、「当該他の金融機関等が」を「金融機関等が当該他の」に、「及び」を「、第四号及び」に改め、同項第八号を削る。

第三条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第四条第一項第四号中「見直し」の下に「、職務の独立性を強化するために必要な要件として

主務省令で定める要件を満たす監事の選任(当該金融機関等が特定協同組織金融機関等(第三十四条の二に規定する協同組織金融機関等のうち同条第一号及び第二号に掲げる者をいう。第十六条第一項第五号イ、第三十四条の九の二第二項第二号及び第三十四条の九の三第一項第三号イにおいて同じ。)である場合に限る。)を加える。

第五条第一項第十号中「第四章の二」を「第四章の三」に改め、同条第二項中「第七条」を「第七条第一項及び第二項、第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項」に改める。

第八条の二を次のように改める。

(取得株式等に係る優先出資に係る発行者に関する特例)

第八条の二 第十四条第一項に規定する対象金融機関等であつて協定銀行が現に保有する第十條第二項に規定する取得株式等に係る優先出資に係る発行者であるもの(以下この条において「優先出資発行者対象金融機関等」という。)が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金(優先出資法第二条第八項に規定する法定準備金をいう。次項において同じ。)の額を減少する場合における優先出資法第四十四条第三項の規定の適用については、同項中「普通出資者総会の決議によつて、消却」とあるのは、「消却」とし、優先出資発行者対象金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合における同条第

四項の規定の適用については、同項中「普通出資者総会の決議によって、消却」とあるのは、「消却」とする。

2 優先出資発行対象金融機関等が前項に規定する取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金若しくは法定準備金又は資本金(第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において「資本金等」という。)の額を減少する場合には、優先出資法第四十四条の二から第四十四条の四までの規定は、適用しない。
第八条の三を削る。

第九条第一項中「するとき」の下に「(第十一條第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしようとするときを含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画(第十一条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。)の提出を受けた場合における前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第十一条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は」とあるのは「第六条の規定は」と、「が同項」とあるのは「が第一項」と、「について、それぞれ」とあるのは「について」とする。

とする。

第十一条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「(前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等(前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社の組織再編成その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得株式等又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)に対し、当該経営強化計画の変更を命ずることができる。

第十三条第四項中「第九条」を「第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う株式交換等により第二項第一号に規定する銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条」に改め、同項の表第九条第一項の項の前に次のように加える。

第十四条第七項の表第一項の項中「当該」を「第七項に規定する」に改め、同表第二項の項中「当該経営強化計画を当該対象子会社等」を「第七項に規定する経営強化計画を実施しているもの」に、「承継子会社」を「第七項に規定する承継子会社(以下第五項までにおいて「承継子会社」という。)」に改め、同条第八項中「次項に」を「次項第一号及び第二号並びに第十二項に」に改め、同条第十一項中「第九条の」を「第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象金融機関等又は承継金融機関等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条の」に改め、同項の表第九条第一項の項の前に次のように加える。

第七条第二項		による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十九条及び第九十条	これらの規定中
	同条中	これらの規定中	
第五條第一項の規定による決定に従った同条第二項		第十三条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による同法第五条第二項	

第十四条第七項の表第一項の項中「当該」を「第七項に規定する」に改め、同表第二項の項中「当該経営強化計画を当該対象子会社等」を「第七項に規定する経営強化計画を実施しているもの」に、「承継子会社」を「第七項に規定する承継子会社(以下第五項までにおいて「承継子会社」という。)」に改め、同条第八項中「次項に」を「次項第一号及び第二号並びに第十二項に」に改め、同条第十一項中「第九条の」を「第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象金融機関等又は承継金融機関等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条の」に改め、同項の表第九条第一項の項の前に次のように加える。

第七条第二項		による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条	これらの規定中
	同条中	これらの規定中	
第五條第一項の規定による決定に従った同条第二項		第十四条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する合併等による同法第五条第二項	

第十四条第十二項中「第九条から」を「第七条の規定は第八項の規定による認可を受けて行う合併等により発行金融機関等又は第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条から」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める」に改め、同項の表第九条第一項の項中「対象子会社等」を「第十四条第七項に規定する対象子会社等(以下第十三条までにおいて「対象子会社等」という。)」に改め、同項の前に次のように加える。

第七条第二項		による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条	これらの規定中
	同条中	これらの規定中	

第十五条第一項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等による同法第五条第二項		第十四条第十二項の表第十条第一項の項の次に次のように加える。	
金融機関等（対象子会社等）		金融機関等（対象子会社等）	
第十五条第一項及び第二項		第十四条第十二項の表前条第四項の項を次のように改める。	
前条第四項の表第七條第三項の項		第十五条第一項の規定による決定に従った同条第二項	
第十五条第一項の規定による決定に従った同条第二項		第五十六條	
株式交換等による同法第五條第二項		第五十六條	
株式交換等		第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條	
第十四条第十二項の表に次のように加える。		第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等	
前条第四項の表第九條第一項の項		株式交換等	
第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は		第十四条第七項	
金融機関等は		前条第四項の表第十條第一項の項	
第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社		第十四条第七項	
対象子会社等（		金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書	

第十五条第一項中「令和八年三月三十一日までに」及び「この章及び次章において」を削り、同条第二項中「令和八年三月三十一日までに」を削る。		第十五条第一項中「この章及び第五章において」を削り、同項第五号イ中「見直し」の下に「職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）を加え、同号二中「この章」の下に「及び第三十四条の九の三第一項第三号二を加え、同条第五項中「場合において、必要がある」と認める」を削り、「聴くものとする」を聴かなければならないに改める。	
第十六条第一項中「この章及び第五章において」を削り、同項第五号イ中「見直し」の下に「職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）を加え、同号二中「この章」の下に「及び第三十四条の九の三第一項第三号二を加え、同条第五項中「場合において、必要がある」と認める」を削り、「聴くものとする」を聴かなければならないに改める。		第十七条第二項中「この条及び第十九条第五項」を「この章」に改め、同条第八項中「以下この項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。」を削り、「資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八條の三第一項の規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出	
資の消却を行うため資本金」を「資本金等」に改め、「同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合について」を削り、「組織再編成銀行持株会社等」を「同条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等」に改め、「子会社等の」との下に「第七條第三項中「第五条第一項」とあるのは「第十七条第一項」とを加える。		第十九条第一項中「するとき」の下に「（第二十一条第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしようとするときを含む。）を加え、同条第五項中「に従い」を「を受けて」に改め、同項の表第五條第六項の項中「計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした」を「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（次条において「計画提出金融機関等」という。）又は第十五条第二項の申込みをした同条第四項に規定する」に改め、同表第六條の項の次に次のように加える。	
金融機関等は		対象子会社等	
金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）		対象子会社等	
前条第四項の表前条第一項の項		第十五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は	
金融機関等は		対象子会社等	

第七條第三項		第五條第一項の規定による決定に従つた同条第二項		第十九條第一項の規定による承認を受けた同法第十七條第二項	
第十九條第五項の表第十七條第六項の項中「前条第二項」を「第二項」に改め、同条に次の一項を加える。 6 主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画（第二十一条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における第三項及び前項の規定の適用については、第三項中「第一号から第三号まで、第四号イから二まで、第五号、第六号イ、ロ及び二（2）を除く。」並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロから二まで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二（1）に掲げる要件を除く。）の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第二十一条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、前項中「第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第十七条第二項」とあるのは「第十七条第二項」とし、第三項ただし書の規定は適用しない。 第二十一条第二項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（前条第二項に規定する取得株式等という。以下この章において同じ。）」を削り、「同項の規定による」を「当該」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等					
式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等という。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得株式等又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の変更を命ずることができ 第二十二條第四項中「計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は」を「第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等（第十二條第三項において「計画提出金融機関等」といい、第二十二條第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は」に改める。 第二十三條第五項中「第十九條第一項」を「第七條の規定は第一項の規定による認可を受けて行う株式交換等により第二項第一号に規定する銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九條第一項」に、「及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六條の項中「計画提出金融機関等（当該」を「第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等（第二十三條第三項又は第四項の規定により」に改め、同項の次に次のように加える。					
第七條第二項		第七條第三項		第七條第二項	
による変更の登記		第五十六條		同条中	
に係る変更の登記又は設立の登記		これらの規定中		第五條第一項の規定による決定に従つた同条第二項	
第八十九條及び第九十條		第二十三條第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による同法第十七條第二項		第二十三條第五項の表第十九條第一項の項中「計画提出金融機関等は」を「計画提出金融機関等（主務大臣が第十七條第一項の規定による決定をした場合における第十六條第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七條第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等という。以下この章において同じ。）」に改め、同表第十九條第三項の項の次に次のように加える。	
第七條第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「（2）による変更の登記」と、同条第三項中「第八十九條及び第九十條」とあるのは「第五十六條」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の		次の		金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	
第二十三條第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画		当該変更後の経営強化計画		計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	

第十九条第五項の表第七条第三項の項		第五條第一項の規定による決定に従つた同条第二項		第二十三條第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による	
第十九条第六項		受けた同法第十七条第二項、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及び二(2)を除く。並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。))を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二(1)に掲げる要件を除く。		受けた及び第七号から第九号までに掲げる要件	

第二十四條第六項の表第一項の項中「当該を」第六項に規定するに改め、同表第二項の項中「当該経営強化計画又は経営計画を」を「第六項に規定する経営強化計画又は経営計画を同項に規定する対象組織再編成子会社等のうち当該経営強化計画又は経営計画を実施しているものと」に、「当該金融機関等」を「当該対象組織再編成子会社等」に、「承継組織再編成子会社」を「第六項に規定する承継組織再編成子会社(以下第五項までにおいて「承継組織再編成子会社」という。)」に改め、同条第七項中「次項に」を「次項第一号及び第二号並びに第十二項に」に改め、同条第十一項中「第十四条第五項を」を「第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象組織再編成金融機関等又は承継組織再編成金融機関等が議決権制限等株式を		発行する場合について、第十四条第五項に、「及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「とするを」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めるに改め、同項の表第六条の項中「承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社(当該を」第二十四条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等(以下第十九条第三項までにおいて「承継組織再編成金融機関等」という。))若しくは第二十四条第六項に規定する承継組織再編成子会社(以下第十九条第三項までにおいて「承継組織再編成子会社」といい、第二十四条第三項又は第五項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。))の規定により」に改め、同項の次に次のように加える。	
---	--	---	--

第七條第二項		による変更の登記		に係る変更の登記又は設立の登記	
第七條第三項		第五十六條		第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條	
同条中		第五條第一項の規定による決定に従つた同条第二項		これらの規定中	
				第二十四條第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四條第一項に規定する合併等による同法第十七條第二項	

第二十四條第十一項の表第十九條第三項の項の次に次のように加える。		第十九條第五項		次の	
		第十九條第五項の表第六條の項		金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)	
				計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。又はその子会社等	
				当該変更後の経営強化計画	
				第二十四條第三項又は第五項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。))の規定により経営強化計画又は経営計画	
				第七條第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條」とあるのは「第五十六條」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の	

第十九条第五項の表第七条第三項の項		第五条第一項の規定による決定に従った同条第二項	第二十四条第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による
第十九条第六項		受けた同法第十七条第二項	受けた
第十九条第六項		、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。)	
第二十四条第十二項中「第十九条第一項、」を「第七条の規定は第七項の規定による認可を受けて行う合併等により発行組織再編成金融機関等又は第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九条第一項、」に、「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「対象組織再編成子会社等(当該)」を「第二十四条第六項に規定する対象組織再編成子会社等(以下第二十三条までにおいて「対象組織再編成子会社等」といい、第二十四条第九項又は第十項の規定により)に改め、同項の次に次のように加える。			
第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記	
第七条第三項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条	これらの規定中
同条中			

第十九条第五項の表第七条第三項の項		第五条第一項の規定による決定に従った同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による同法第十七条第二項
第十九条第五項		次	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の
第二十四条第十二項の表第十九条第五項の項の次に次のように加える。			
第十九条第五項の表第六条の項		金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)	第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画
計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。又はその子会社等		当該変更後の経営強化計画	
第五条第一項の規定による決定に従った同条第二項		第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による	
受けた同法第十七条第二項		受けた	

第十九条第六項		、第四号イから二まで、第五号、第六号イ、ロ及び二(2)を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。))を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロから二まで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二(1)に掲げる要件を除く。)	及び第七号から第九号までに掲げる要件
第二十四条第十二項の表第二十條第三項の項を削り、同表第二十一條の項中「第二十一條」を「第二十一條第一項及び第二項」に、「計画提出金融機関等」を「計画提出金融機関等」に改め、「(当該経営強化計画又は経営計画)」を削り、同表第二十二條第四項の項を削り、同表前条第五項の項を次のように改める。			
前条第五項の表第六條の項	金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)	第二十四條第九項又は第十項	
	第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等(第二十三條第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。))又はその子会社等	第二十三條第三項又は第四項	
第二十四条第十二項の表に次のように加える。			

前条第五項の表第七條第三項の項	第五十六條		第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條	
	第五條第一項の規定による決定に従つた同条第二項		第二十四條第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四條第一項に規定する合併等	
前条第五項の表第十九條第三項の項	株式交換等による同法第十七條第二項		株式交換等	
	主務大臣が第十七條第一項の規定による決定をした場合における第十六條第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七條第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等(以下この章において「計画提出金融機関等」という。)は		対象組織再編成子会社等	
前条第五項の表第十九條第五項の項中欄	計画提出金融機関等(主務大臣が第十七條第一項の規定による決定をした場合における第十六條第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七條第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)は		対象組織再編成子会社等	
	次の		第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條	

前条第五項の表第十九条第五項の項下欄	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十九条及び第九十条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の	第八十九条及び第九十条
前条第五項の表第十九条第五項の表第六条の項の項	金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)	第二十四条第九項又は第十項
前条第五項の表第十九条第五項の表第七項第三項の項の項	第四項の規定により経営強化計画又は経営計画	第四項
前条第五項の表第二十條第一項の項	第五項第一項の規定による決定に従った同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等
	株式交換等による	株式交換等
	計画提出金融機関等(経営強化計画	対象組織再編成子会社等(
	計画提出金融機関等(当該経営強化計画又は経営計画	対象組織再編成子会社等(当該
前条第五項の表前条第一項の項	基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等(当該計画提出金融機関等又は当該組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。)	第二十四条第九項

前条第五項の表前条第三項の項	第二十三条第三項の規定により経営強化計画(第十六条第一項第五号に掲げる方策を記載したものに限り)を提出した計画提出金融機関等は	第二十三条第三項
	基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。)	第二十四条第九項又は第十項
	第四項の規定により経営強化計画(第十六条第一項第五号に掲げる方策を記載したものを除く。又は経営計画を提出した計画提出金融機関等は	第四項

第二十五条第一項中「するものに限る。以下この章」の下に「及び第三十四条の九の四第二項から第四項まで」を加え、「において」を「並びに同条第二項第三号及び第四項において」に改め、「貸付債権をいう。以下この章」の下に「及び第四章の三」を加え、「この章及び第五章において」を削る。

第二十六条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第二十七条第二項中「この章」の下に「、第三十四条の九の四第四項及び第四十八条第二項第二号」を加え、同条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受け

たときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

第二十八条第二項中「より提出したものを含む」を「よる承認を受けたものを含む。第三十条から第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」というに改め、同条第三項中「以下この項において「優先出資発行対象協同組織金融機関等」という。が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等」を削り、「資本金」を「資本金等」に改め、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益

権等に係る優先出資の消却を行う場合について」を削り、「第二十六条」を、「第二十六条」に改め、「第八条の二中」、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに「とあるのは「及び」とを削る。

第三十条第一項中「この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」という。」を削り、「とき」の下に「第三十二条第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしうとするときを含む。」を加え、同条第三項中「もの」を「もの又は第三十三条第三項の規定による承認を受けたもの」に、「とき」を「とき（第三十二条第一項の規定による命令を受けて経営強化指導計画の変更をしうとするときを含む。）」に、「得なければ」を「受けなければ」に改め、同条第五項中「前条の規定は、」を「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、前条の規定は、」について、それぞれに改め、同条に次の一項を加える。

6 主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画（これらのうち第三十二条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における第二項及び前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは、当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第三十二条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、第四項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは、当該変更後の経営強化指導計画に記

載された事項が第三十二条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、前条の規定は」とあるのは「前条の規定は」と、「ついで、それぞれ」とあるのは「ついで」とする。

第三十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、協定銀行が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、予見難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該信託受益権等の処分又は償還を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の変更を命ずることができる。

第三十三条第一項中「若しくはこの項」を削り、「又は第三十条第一項」を、「第三十条第一項」に、「のもの」を「のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの」に、「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同条第五項中「第二十八条第二項」を「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、第二十八条第二項」に、「第三項」を「第六項」に、「及び第二項」を「及び第三項の規定による承認をした場合におけるこれら」に改め、「経営強化計画若しくは」及び「経営強化指導計画若しくは」を削り、同項を同条第八項とし、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同条第二項中

「前項」を「第一項」に、「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化指導計画が次に掲げる要件に該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化指導計画の実施が第一項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。

二 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

5 主務大臣は、第一項又は第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

第三十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が

当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第三十四条第二項第一号中「前条第一項（第七項）において準用する場合を含む。」若しくは次項を削り、「又は第三十条第一項（第七項）を」「第三十条第一項（第十項）に、「のもの」を「もの又は前条第一項（第十項）において準用する場合を含む。」若しくは次項の規定による承認を受けたもの」に、「前条第三項（第七項）を」同条第六項（第十項）に、「第五項」を「第八項」に改め、同条第三項中「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同条第七項中「第二十八条第二項」を「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第三項又は第五項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、第二十八条第二項の」に、「経営強化計画又は第五項」を「経営強化計画又は第八項」に、「及び第四項」を「及び第五項の規定による承認をした場合におけるこれら」に、「第三十一条及び第三十二条」を「第三十条の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。）又は当該経営強化指導計画（この項において準用する第三十条第三項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第三項の規定による承認を受けたものを含む。）について、前三条に、「経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、前条の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定により提出されたものを含む。）又は当該経営計画

(この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。)」を「当該経営計画(この項において準用する前条第六項の規定により提出されたものを含む。又は当該経営強化指導計画若しくは当該経営指導計画(この項において準用する同条第七項の規定により提出さ

れたものを含む。)」に改め、同項の表第二十八条第二項の項中「承継協同組織金融機関を第三十四条第二項に規定する承継協同組織金融機関(以下第三十三条までにおいて「承継協同組織金融機関」という。)」に改め、同項の次に次のように加える。

経済の活性化のために適切なものであること。

第三十条第一項

第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関(以下この章において「計画提出協同組織金融機関」という。)

承継協同組織金融機関

第三十条第二項第四号

計画提出協同組織金融機関

承継協同組織金融機関

第三十条第三項

第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等

第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出した承継協同組織金融機関

第三十一条第一項

計画提出協同組織金融機関又は第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等

承継協同組織金融機関又は当該承継協同組織金融機関

第三十一条第一項ただし書

同項

第二十八条第一項

第三十二条

計画提出協同組織金融機関又は承継協同組織金融機関に係る

第三十四条第七項の表前条第二項の項中「前条第二項を「前条第三項及び第五項」に改め、同表前条第三項の項中「前条第三項」を「前条第六項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同表前条第四項及び第五項の項中「前条第四項及び第

五項」を「前条第七項及び第八項」に改め、同条第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、同条第五項中「前条第三項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「提出しなけ

第三十四条の四第二項中「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改める。
第三十四条の六第三項を次のように改める。

一 経営強化指導計画の実施が第三項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。
二 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

七 主務大臣は、第三項又は第五項の規定により提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

第四 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における

四 経営強化計画に第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されていないときは、当該経営強化計画の実施により当該承継協同組織金融機関が業務を行っている地域における金融の円滑化が阻害されないこと。
五 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第三十四条の二中「令和八年三月三十一日までに」を削り、「限る。以下この章の下に」及び第三十四条の九の十四第一項を加える。
第三十四条の三第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項として主務省令で定めるもの

第三十四条の三第二項中「場合において、必要があると認める」を削り、「聴くものとする」を「聴かなければならない」に改め、同条第三項中「の二」を「及び第四号の二」に、「この章」を「この章並びに第三十四条の九の十四第一項第五号及び第二項に」、「取得貸付債権(同項)」を「取得貸付債権(次条第一項)に」、「及び第三十四条の六第三項」を「第三十四条の六第三項並びに第三十四条の九の十四第一項及び第二項」に改める。

3 第八条の二の規定は、第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等であつて当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるものが取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金等の額を減少する場合について準用する。

第三十四条の七第一項中「とき」の下に「第三十四条の九第一項の規定による命令を受けて協同組織金融機能強化方針を変更しようとするときを含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針第三十四条の九第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限り、の提出を受けた場合における前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の協同組織金融機能強化方針に記載された事項が第三十四条の九第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第三十四条の三第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針の提出を受けた場合について、第三十四条の五の規定は」とあるのは「第三十四条の五の規定は」と、「[が同項]とあるのは」が第一項と、「ついで、それぞれ」とあるのは「ついで」とする。

第三十四条の九を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
主務大臣は、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中

中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があるとき、当該取得優先出資又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要限度において、当該決定に係る協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等に対し、当該協同組織金融機能強化方針の変更を命ずることができる。

第三十四条の十の見出し中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第一項中「この章をこの節に、」を「経営基盤の強化のための措置」を「行う経営基盤の強化のための措置」第三十四条の十五第一項において「基盤的金融サービス経営基盤強化措置」といい、この条に「この条及び同項に、」及び次条第一項を「次条第一項及び第四十八条第二項第四号に、」実施計画を「組織再編成等実施計画」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項第七号中「他の金融機関等又は銀行持株会社等への」を「金融機関等又は銀行持株会社等による他の金融機関等又は銀行持株会社等の」に、「交付を」取得に、「当該他の金融機関等」を「金融機関等」に、「金融機関等」を「当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の」に、「第三号」を「銀行持株会社等による他の銀行持株会社等の株式の取得に該当する場合並びに第二号、第三号」に改め、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項中「実施計画には」を「組織再編成等実施計画には」に改め、同項第二号及び第六号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同項第七号中「第三十四条の十五及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。」を削り、

同条第三項中「係る実施計画」を「係る組織再編成等実施計画」に改め、同項第四号及び第五号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同項第六号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「阻害する等」を「阻害するおそれその他の」に改め、同項第七号及び第八号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第五項中「実施計画を」を「組織再編成等実施計画を」に改め、同項ただし書中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条第六項中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第七項中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条第八項中「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に、「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、第四章の三中同条の前に次の節名を付する。

第一節 組織再編成等実施計画等の認定等

第三十四条の十一の見出し中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第一項中「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に、「実施計画の」を「組織再編成等実施計画の」に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、同条第二項中「この項」の下に「及び次項を加える。

第三十四条の十二の見出し中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、同条中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改める。

第三十四条の十三第一項中「認定実施計画」を

「認定組織再編成等実施計画」に改め、同条第二項中「認定金融機関等」を「次項に規定する認定組織再編成等金融機関等」に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改める。

第三十四条の十四中「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条の表中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改める。

第三十四条の十五を次のように改める。
(基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の認定等)

第三十四条の十五 組織再編成等(第三十四条の十第一項第八号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)を実施した金融機関等(当該組織再編成等により新たに設立されたものを含み、当該組織再編成等を実施した日から起算してこの項の規定による申請の準備に要する期間を勘案して主務省令で定める期間を経過していないものに限る。)であつて、基盤的金融サービス経営基盤強化措置(組織再編成等を除く。)を実施するものは、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該基盤的金融サービス経営基盤強化措置の実施に関する計画(第四十八条第二項第四号において「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」という。)を作成し、令和十三年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2 第三十四条の十(第一項及び第七項を除く。)及び第三十四条の十一から第三十四条の十三までの規定は、前項の規定による認定の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十四条の十三第一項	認定組織再編成等実施計画	認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十三第二項	認定組織再編成等金融機関等	認定経営基盤強化実施金融機関等
第三十四条の十三第二項	組織再編成等実施計画	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
	第三十四条の十五の次に次の節名を付する。 第二節 共同化措置実施計画の認定等 第三十四条の十六を次のように改める。 (共同化措置実施計画の認定) 第三十四条の十六 金融機関等が共同して利用する情報処理システム(当該金融機関等の業務の合理化に資するものとして主務省令で定めるものに限る。次項、第三項第四号及び第五号並びに第四項第三号及び第四号において「共同システム」という。)の設計又は開発(委託その他の方法によるものを含み、主務省令で定めるものに限る。)(以下この条において「共同化措置」という。)を実施する金融機関等(その業務の規模に照らして特に経営基盤の強化のために共同化措置を実施する必要があるものとして主務省令で定める要件に該当するもの)に限り、次項に規定する協同組織金融機関共同システムを利用する協同組織金融機関及び当該協同組織金融機関をその会員とする協同組織中央金融機関を除く。第六項において同じ。)は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該共同化措置の実施に関する計画(以下この条、次条第一項及び第四十八条第二項第四号において「共同化措置実施計画」という。)を作成し、令和十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。 2 協同組織金融機関共同システム(共同システムであつて一の協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関のうち当該共同システムを利用する者の数の当該協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関の総数に占める割合が主務省令で定める割合を超えるものをいう。以下この項及び次項第四号において同じ。)に係る共同化措置を実施する協同組織中央金融機関又は法人(協同組織中央金融機関を除き、当該協同組織金融機関共同システムの運用及び管理をするものに限る。以下この項、第四項第一号及び第六項、次条第一項並びに第五十六条において「特定法人」という。)は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、共同化措置実施計画を作成し、令和十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。この場合において、特定法人が当該申請をするときは、協同組織中央金融機関(当該特定法人が実施する共同化措置に係る協同組織金融機関共同システムを利用する協同組織金融機関をその会員とするものに限る。第六項及び次条第一項において同じ。)と共同して共同化措置実施計画を作成し申請するものとする。 3 共同化措置実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 前二項の申請をする者(第四号及び第八号並びに次項第一号及び第七号において「申請金融機関等」という。)の商号又は名称 二 共同化措置実施計画の実施期間(五年を下らないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。) 三 共同化措置の内容及び実施時期 四 共同システム利用金融機関等(第一項の申請にあつては当該共同システムを利用する申請金融機関等(当該申請金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、当該銀行持株会社等の子会社等であつて当該共同システムを利用するもの)、前項の申請にあつては同項の協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関であつて当該協同組織金融機関共同システムを利用するもの)をいう。以下第六項までにおいて同じ。)の業務の合理化及び収益性の向上に関する事項 五 共同化措置に係る共同システムの利用により確保する経営資源を活用して共同システム利用金融機関等が行う中小規模の事業者に對する金融の円滑化その他の当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの 六 前項の申請にあつては、共同システム利用金融機関等が前号に規定する方策を実施するために協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容 七 共同化措置実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの 八 申請金融機関等のうちに機構が共同化措置の実施に要する経費(主務省令で定めるものに限る。)(の一部に充てるための資金を交付するための契約の締結の申込みを予定している者(第三十四条の二十第二項において「契約締結申込予定金融機関等」という。)がある場合にあつては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項 九 その他政令で定める事項 主務大臣は、第一項又は第二項の申請があつた場合において、当該申請に係る共同化措置実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 申請金融機関等(特定法人を除く。)が基準適合金融機関等であること。 二 共同システム利用金融機関等が、主として対面により業務を行つている金融機関等(全国の区域の全部又は大部分において業務の全部又は大部分を行つていると認められるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。)であること。 三 当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置に係る共同システムの利用により前項第四号に規定する業務の合理化及び収益性の向上が図られると見込まれること。	

令和八年四月十六日 衆議院會議録第十三号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

四 当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置に係る共同システムの利用によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないこと。	係る共同化措置実施計画を公表するものとする。ただし、共同化措置実施計画につき当該認定を受けた金融機関等若しくは協同組織中央金融機関若しくは特定法人(以下この章及び第三十五条第三項において「認定共同化金融機関等」という。)、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定共同化金融機関等、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。	2 前条第四項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「特定法人を除く」とあるのは「次条第一項の認定の申請をした金融機関等又は協同組織中央金融機関をいう」と、同項第七号中「が当該」とあるのは「次条第一項の認定の申請をした金融機関等、協同組織中央金融機関又は特定法人をいう。」が当該」と読み替えるものとする。	第三節 資金交付契約 第三十四条の二十 認定組織再編成等金融機関等(認定組織再編成等実施計画に第三十四条の十第二項第七号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。第三項及び第五項並びに第三十五条第三項において同じ。)又は第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する第三十四条の十第五項ただし書に規定する認定経営基盤強化実施金融機関等(第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する第三十四条の十一第一項に規定する認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に第三十四条の十五第二項において準用する同号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。第三項及び第五項並びに第三十五条第三項において「認定経営基盤強化実施金融機関等」という。)は、機構に対し、令和十三年三月三十一日までに機構が第三十四条の十第二項第七号第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。)に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。
五 当該共同化措置実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。	7 主務大臣は、第四項の認定をしたときは、当該認定に係る共同化措置実施計画の内容を機構に通知しなければならない。 第四章の三に次の三条及び二節を加える。 (認定を受けた共同化措置実施計画の変更) 第三十四条の十七 認定共同化金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定共同化金融機関等の組織再編成その他共同化措置実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第四項の認定を受けた共同化措置実施計画(この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。次条、第三十四条の十九第一項及び第三十四条の二十第二項において「認定共同化措置実施計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。この場合において、特定法人が当該認定を申請するときは、協同組織中央金融機関と共同して申請するものとする。	第三十四条の十八 主務大臣は、認定共同化措置実施計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定共同化措置実施計画の履行を確保するため、当該認定共同化措置実施計画に係る認定共同化金融機関等に対し、当該認定共同化措置実施計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。 (認定の取消し) 第三十四条の十九 主務大臣は、認定共同化措置実施計画が第三十四条の十六第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。	2 認定共同化金融機関等(認定共同化措置実施計画に契約締結申込予定金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第五項並びに第三十五条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和十八年三月三十一日までに機構が第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。
六 第二項の申請にあつては、当該共同化措置実施計画に記載された前項第六号に規定する経営指導が共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上並びに当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。	第三十四条の十七 認定共同化金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定共同化金融機関等の組織再編成その他共同化措置実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第四項の認定を受けた共同化措置実施計画(この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。次条、第三十四条の十九第一項及び第三十四条の二十第二項において「認定共同化措置実施計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。この場合において、特定法人が当該認定を申請するときは、協同組織中央金融機関と共同して申請するものとする。	第三十四条の十九 主務大臣は、認定共同化措置実施計画が第三十四条の十六第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。	3 第一項の規定による申込みを行った認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤
七 申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施すると見込まれることその他当該共同化措置実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。	第三十四条の十九 主務大臣は、認定共同化措置実施計画が第三十四条の十六第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。	第三十四条の十六 第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。	2 認定共同化金融機関等(認定共同化措置実施計画に契約締結申込予定金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第五項並びに第三十五条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和十八年三月三十一日までに機構が第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。
八 その他政令で定める要件	第三十四条の十六 第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。	第三十四条の十六 第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。	2 認定共同化金融機関等(認定共同化措置実施計画に契約締結申込予定金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第五項並びに第三十五条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和十八年三月三十一日までに機構が第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。
6 主務大臣は、第四項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る共同化措置実施計画を公表するものとする。ただし、共同化措置実施計画につき当該認定を受けた金融機関等若しくは協同組織中央金融機関若しくは特定法人(以下この章及び第三十五条第三項において「認定共同化金融機関等」という。)、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定共同化金融機関等、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。	第三十四条の十七 認定共同化金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定共同化金融機関等の組織再編成その他共同化措置実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第四項の認定を受けた共同化措置実施計画(この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。次条、第三十四条の十九第一項及び第三十四条の二十第二項において「認定共同化措置実施計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。この場合において、特定法人が当該認定を申請するときは、協同組織中央金融機関と共同して申請するものとする。	第三十四条の十八 主務大臣は、認定共同化措置実施計画の履行を確保するため、当該認定共同化措置実施計画に係る認定共同化金融機関等に対し、当該認定共同化措置実施計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。 (認定の取消し) 第三十四条の十九 主務大臣は、認定共同化措置実施計画が第三十四条の十六第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。	3 第一項の規定による申込みを行った認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤

強化実施金融機関等又は前項の規定による申込みを行った認定共同化金融機関等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 機構は、第一項又は第二項の規定による申込みがあつた場合において、その財務の状況その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金を交付するための契約（以下この条及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。）を締結することができる。

5 機構は、前項の規定により締結した資金交付契約に基づき認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は認定共同化金融機関等に資金（第一項又は第二項に規定する資金をいう。次項及び第三十五条第三項において同じ。）を交付したときは、直ちに、主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

6 第四項の規定により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における第四十三条の二第一項に規定する積立金の一部をもって充てるものとする。

7 前各項の規定は、資金交付契約の変更について準用する。この場合において、第一項中「対し、令和十三年三月三十一日まで」とあり、及び第二項中「対し、令和十八年三月三十一日まで」とあるのは、「対し、」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、第三十四条の十第一項若しくは第三十四条の十五第一項若しくは第三十四条の十六第一項若しくは第二項の申請又は第三十四条の十一第一項（第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十四条の十七第一項の規定による変更の認定の申請があつたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 特定事態における資本の増強に関する特別措置

（特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第三十四条の九の二 銀行持株会社等以外の金融機関等であつて、信用を供与している者の財務の状況が特定事態（大規模な災害又は感染症のまん延（まん延防止のための措置を含む。））に起因する地域の金融機能の維持に重大な影響を及ぼす事態として内閣総理大臣が指定するものをいう。以下この章において同じ。）により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたもの（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「特例金融機関等」という。）は、機構に対し、特定事態指定期間（内閣総理大臣が特定事態に指定する期間をいう。以下この章において同じ。）内に限り、当該特例

金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該特例金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終期とするものに限る。）

二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該特例金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四 株式等の引受け等を求める額及びその内容

五 収益の見通しその他政令で定める事項

2 特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該子会社（以下この条において「特例対象子会社」という。）の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該特例対象子会社は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名で主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終期とするものに限る。）

二 責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四 当該銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

五 当該特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項

3 特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等が前二項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第三条第一項又は第二項に規定する申込みと、前二項に規定する経営強化計画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第二章（第五条第二項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十四条第三項	第十四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項	第三十四条の九の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び収益の見通し
第十四条第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第十四条第四項第三号	第四条第一項第七号	第三十四条の九の二第一項第三号
第十四条第七項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十四条第七項の表第三項の項中欄	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四条の九の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び収益の見通し
第十四条第七項の表第三項の項下欄	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四条の九の二第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び収益の見通し
第十四条第八項及び第九項第一号	である株式の発行者	又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者
第十四条第九項第三号	である株式の処分をする	又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける
第十四条第十一項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第十四条第十一項の表第七條第三項の項	従つた同条第二項	従つた
第十四条第十二項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第十四条第十二項	承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等	承継金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの
第十四条第十二項の表第七條第三項の項	従つた同条第二項	従つた
第十四条第十二項の表第七條第三項の項	による同法第五条第二項	による

第十四条第十二項の表第九條第一項の項、第十條第一項の項、第十二條第一項の項及び前条第三項の項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十四条第十二項の表前条第四項の表第七條第三項の項	合併等	合併等による
第十四条第十二項の表前条第四項の表第七條第三項の項	従つた同条第二項	従つた
第十四条第十二項の表前条第四項の表第七條第三項の項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十四条第十二項の表前条第四項の表第九條第一項の項、前条第四項の表第十條第一項の項及び前条第四項の表前条第一項の項	株式の引受け	株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る)の引受けに限る。
第十四条の二	株式の引受け	株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る)の発行者
第三十五条第二項第二号	金融機関等	金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

(特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)
第三十四条の九の三 特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で

定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。
一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。)
二 金融組織再編成の内容及び実施時期
三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項

令和八年四月十六日 衆議院会議録第十三号 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

イ 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任(当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限り。)その他の責任ある経営体制(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等(当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあってはその子会社等、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等(銀行持株会社等を除く。))の自己資本の充実のために株式等の引受け等の申込みをする場合にあっては当該新たに設立される金融機関等。ホ及び次号において「業務実施金融機関」という。)が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ハ 当該金融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

ニ 組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

ホ 業務実施金融機関における収益の見通し

四 当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五 その他政令で定める事項

2 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。

3 特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第一項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第十五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第三章(第十七条第二項を除く。)及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第一項	株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。)	株式等の引受け等
第十五条第二項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十七条第一項	次に掲げる要件の全てに該当する	第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第八号までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、第十五条第一項又は第二項に規定する組織再編成金融機関等が第三十四条の九の第三項に規定する組織再編成金融機関等に該当する
第十七条第一項第四号イ	前条第一項第五号ロ	第三十四条の九の第三項第三号ロ
第十七条第一項第四号ロ及び第六号二(2)	株式の引受け 株式等の引受け等	株式等の引受け等 当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等
第十七条第一項第八号	により適切に資産の査定が	により資産の査定が、利用することができ直近の情報に基づき適切に
第十七条第三項	が発行する株式の引受け	に対して株式等の引受け等
第十七条第六項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十七条第八項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第十七条第一項	「第十七条第一項」	第十七条第一項と、「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」
第二百六条の二	第二百六条の二	第二百六条の二又は第二百四十四条の二

第十九条第二項	株式の引受け		株式等の引受け等(株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の引受けに限る。)
	募集株式の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て
第十九条第三項	第二百五条第一項	第二号、第四号イからハまで	第二号、第四号イからハまで
	第一号から第三号まで、第四号イから二まで	第三号、第四号イからハまで	第三号、第四号イからハまで
第十九条第三項ただし書	第十六条第一項第五号ハ	第三号、第四号イからハまで、 ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで	第三号、第四号イからハまで、 ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで
	第一号から第九号まで	第三号、第四号イからハまで、 ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで	第三号、第四号イからハまで、 ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで
第十九条第三項第四号イ	第十六条第一項第五号ロ	第三号、第四号イからハまで、 ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで	第三号、第四号イからハまで、 ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで
	株式の引受け	株式等の引受け等	株式等の引受け等
第十九条第三項第四号ヘ及び第六号ニ(2)	当該株式等の引受け等	当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等	当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等
	第十九条第三項第八号	第十九条第三項第八号	第十九条第三項第八号
第十九条第五項	議決権制限等株式	議決権制限等株式	議決権制限等株式
	議決権制限等株式	議決権制限等株式	議決権制限等株式
第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	同条第二項に規定する議決権制限等株式

令和八年四月十六日 衆議院会議録第十三号 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

第二十四条第三項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項(当該経営強化計画に同号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。)その他主務省令で定める事項	第三十四条の九の三第一項第一号及び第三号イに掲げる事項並びに収益の見通しその他主務省令で定める事項(前項第一号に規定する経営強化計画に同条第一項第三号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。)
第二十四条第四項	次に	第三号から第五号までに
第二十四条第四項第三号及び第四号	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十四条第六項	株式の引受け	株式等の引受け等
第二十四条第六項の表第三項の項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項	第三十四条の九の三第一項第一号
第二十四条第七項及び第八項第一号	である株式の発行者	又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者
第二十四条第八項第三号	である株式の処分をする	又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける
第二十四条第十一項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第十九条第三項の項	第四号イから二まで 第十六条第一項第五号ロ	第四号イから八まで 第三十四条の九の三第一項第三号ロ
	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に

第二十四条第十一項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項の項	合併等による	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第十九条第六項の項	第四号イから二まで	第四号イから八まで
第二十四条第十一項の表第二十二條第一項の項及び第二十二條第三項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十四条第十二項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
	承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等	承継組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの
第二十四条第十二項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十二項の表第十九条第三項の項	第四号イから二まで 第十六条第一項第五号ロ	第四号イから八まで 第三十四条の九の三第一項第三号ロ
	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第二十四条第十二項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	合併等による	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十二項の表第十九条第六項の項	第四号イから二まで	第四号イから八まで

第二十四条第十二項の表第二十二條第一項の項及び第二十二條第三項の項	第十六條第一項第五号口	第三十四條の九の三第一項第三号口
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第七條第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第七條第三項の項	合併等	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第十九條第五項の表第七條第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第十九條第五項の表第七條第三項の項	株式交換等による	株式交換等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十二項の表前条第五項の表前条第一項の項及び前条第五項の表前条第三項の項	第十六條第一項第五号口	第三十四條の九の三第一項第三号口
第二十四条の二	株式の引受け	株式等の引受け等(株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限り)の引受けに限る。)
第三十五条第二項第四号	株式の発行者	株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限り)の発行者
第三十五条第二項第四号	組織再編成金融機関等	組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等

(特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第三十四条の九の四 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例協同組織金融機関(信用を供与している者の財務の状況が特定事態により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつた協同組織金融機関をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)である場合には、当該特例協同組織金融機関に対し、第二十五条第一項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。)

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四 第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容

五 収益の見通しその他政令で定める事項

六 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例組織再編成協同組織金融機関(当事者の全部又は一部が特例協同組織金融機関である金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。)である場合には、当該特例組織再編成協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。)

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四 第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容

五 収益の見通しその他政令で定める事項

六 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関(経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。)が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

七 その他政令で定める事項

八 特例組織再編成協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

九 協同組織中央金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関に係る対象協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、特定事

第三十四条第三項	第四條第一項第一号から第四号まで	第三十四条の九の四第一項第一号及び第二号
第三十四条第四項	同項第七号又は第十六條第一項第五号口	同項第三号又は同條第二項第三号口
第三十四条第四項第三号及び第四項の表前条第一項の項及び前条第六項の項	第四條第一項第七号を含む。	同條第一項第三号
第三十四条第四項	次に	含む。並びに収益の見通し
第三十四条第四項第三号及び第四項の表前条第一項の項及び前条第六項の項	第三号から第五号までに	第三号から第五号までに
第三十四条第四項第三号及び第四項の表前条第一項の項及び前条第六項の項	第四條第一項第七号	第三十四条の九の四第一項第三号

(特定特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等)

第三十四条の九の五 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が、特例協同組織金融機関のうち、自らが特定事態によりその経営基盤に著しい損害を受けたこと、特定事態によりその経営基盤又は生活基盤に著しい損害を受けた債務者に対する債権(第三号、第四項第三号イ及び第三十四条の九の十一第五項において「被災等債権」という。)を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が特定事態の著しい影響を受け、財務の状況を確認に見通すことが困難となったと認められるもの(以下この条及び次条第一項において「特定特例協同組織金融機関」という。)である場合には、当該特定特例協同組織金融機関に対し、第二十五条第一項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項並びに同条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容を記載した経営強化計画(以下この条及び第三十四条の九の八第五項において「特定特例経営強化計画」という。)の提出を求めることができる。

一 特定特例経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

二 経営指導契約(特定特例協同組織金融機関の経営の改善を支援するため、協同組織中央金融機関が当該特定特例協同組織金融機関との間で締結する契約であつて、当該協同組織中央金融機関が当該特定特例協同組織金融機関の経営の改善のために指導その他の必要な措置を講じ、当該特定特例協同組織金融機関が当該措置に基づき適切に業務を実施することを約するものをいう。第四項第三号ハ及び第六項において同じ。)の内容

三 被災等債権の譲渡その他の処分について損害担保契約(被災等債権に係る債務の全部又は一部の弁済がされないこととなつた場合において、その被災等債権に係る債権者に対してその弁済がされないこととなつた額の一部を補填するための契約をいう。第三十四条の九の十一第一項及び第五項において同じ。)を特定特例協同組織金融機関が行う場合にあつては、その旨及びその内容

四 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

五 第四條第一項第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

2 協同組織中央金融機関が前項の規定により特定特例経営強化計画を提出する特定特例協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、特定事態指定期間内に、第二十七条第二項の規定により提出する経営強化指導計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、特定特例経営強化指導計画(次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画をいう。以下この条及び第三十四条の九の八第五項において同じ。)及び当該申込みの対象となる信託受益権等に係る信託契約等(信託受益権等に係る資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産の譲受けに係る契約を含む。次項及び第四項において同じ。)の契約書の写しを主務大臣に提出するとともに、当該特定特例協同組織金融機関は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、前項の規定により提出した特定特例経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該申込みに係る信託受益権等に係る特定特例協同組織金融機関がこの項の規定により提出する特定特例経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が第四項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

3 内閣総理大臣は、前項の規定により特定特例経営強化計画並びに特定特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定により特定特例経営強化計画並びに特定特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合には、第五条第五項の規定を準用する。

一 特定特例協同組織金融機関が次のいずれにも適合するものであること。

イ 特定特例経営強化計画に記載された第四條第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれること

ロ 特定特例経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 当該特定特例協同組織金融機関が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができない協同組織金融機関でないこと。

ニ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該特定特例協同組織金融機関による当該特定特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

二 第二項の規定により提出された特定特例経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。 イ 特定特例経営強化指導計画の実施が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る特定特例協同組織金融機関から第二項の規定により提出された特定特例経営強化計画の実施に資するものであること。 ロ 特定特例経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 三 第二項の規定により提出された特定特例経営強化計画に記載された第一項第二号に掲げる事項に次に掲げる事項が含まれていること。 イ 協同組織中央金融機関が特定特例協同組織金融機関の被災等債権の管理及び回収に関する指導その他特定特例協同組織金融機関の業務の改善のために必要な指導及び助言を行い、当該特定特例協同組織金融機関は、当該指導及び助言に基づき適切に業務を実施すること。 ロ 協同組織中央金融機関は、特定特例協同組織金融機関に対し、その業務及び財産の状況につき必要な報告を求め、当該特定特例協同組織金融機関は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応ずること。 ハ 経営指導契約は、その締結の日から第		三十四条の九の八第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものであること。 四 当該信託受益権等に係る取得優先出資等に貸付債権がある場合にあつては、当該貸付債権につき、当該信託受益権等に係る信託契約等において、第三十四条の九の八第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に、当該特定特例協同組織金融機関が、その財務の改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に対し弁済した金額に相当する金額の特定特例協同組織金融機関の優先出資の引受けを求めることができることが定められていること。 5 主務大臣が前項の規定による決定をした場合には、特定特例経営強化計画を第二十五条第一項及び第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、特定特例経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
第二十八条第三項	第五条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による決定	第五条第六項の規定は第三十四条の九の五第四項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資	

第三十條第二項	次に	第三号、第五号及び第六号に
第三十條第二項第三号	第四條第一項第七号又は第十 六條第一項第五号ロに掲げる 方策が記載されているとき は、当該	記載されている第四條第一項 第七号に規定する
第三十條第六項	第二項中「次に	第二項中「第三号、第五号及び 第六号に
第三十三條第一項	第四條第一項第一号から第四 号まで及び第七号	第四條第一項第七号及び第三 十四條の九の五第一項第一号 から 第四号まで
第三十三條第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第三十三條第三項	内容	内容及び第三十四條の九の五 第一項第二号から第四号まで に掲げる事項
第三十四條第二項	次に	第一号から第三号まで及び第五 号に
第三十四條第三項	第四條第一項第一号から第四 号までに掲げる事項（当該経 営強化計画に同項第七号又は 第十六條第一項第五号ロに掲 げる方策が記載されている場 合にあつては、第四條第一項 第七号に掲げる方策を含む。）	第四條第一項第七号及び第三 十四條の九の五第一項第一号 から 第四号までに掲げる事項
第三十四條第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第五号に掲げる要件
第三十四條第四項第三号	第四條第一項第七号に掲げる 方策が記載されているとき は、当該方策	記載された第四條第一項第七 号に掲げる方策
第三十四條第五項	内容	内容及び第三十四條の九の五 第一項第二号から第四号まで に掲げる事項
第三十四條第十項の表前条 第一項の項	経営強化計画（第四條第一項 第七号に掲げる方策を記載し たものに限る。）	第三十四條の九の五第一項に規 定する特定特例経営強化計画

第三十四条第十項の表前条第六項の項		第三十四条第三項又は第八項の規定により経営強化計画(第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものを除く。)又は	第三十四条第八項の規定により
		当該経営強化計画又は	当該
6 第四項の決定があつたときは、特定特例協同組織金融機関及び当該特定特例協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、速やかに、経営指導契約を締結しなければならない。			
(総会等の特別決議等に関する特例)			
第三十四条の九の六 特定特例協同組織金融機関が第二十五条第一項の申込みに係る優先出資を発行する場合における信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四十八条の三第一号、中小企業等協同組合法第五十三条第一号又は労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十三条第一号に掲げる事項に係る総会又は総代会(以下この条において「総会等」という。)の決議又は議決は、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、出席した会員、組合員若しくは代議員又は総代(次項において「会員等」という。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。			
2 前項の規定により仮にした決議又は議決(以下この条において「仮決議等」という。)があつた場合においては、各会員等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の総会等を招集しなければならない。			
3 前項の総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があつたものとみなす。			
(認定の申請)			
第三十四条の九の七 第三十四条の九の五第五項の規定において同条第四項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する信託受益権等(第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限り。以下この章において同じ。)に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの(次条、第三十四条の九の九及び第三十四条の九の十第一項において「特別対象協同組織金融機関等」という。)は、信託受益権等の買取りがあつた日から起算して十年を経過する日(やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認める場合にあっては、当該日から主務大臣が定める一定の期間を経過した日)までに、主務省令で定めるところにより、次条第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。			
(経営が改善した旨の認定)			
第三十四条の九の八 特別対象協同組織金融機関等は、預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況			
が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画(以下この条において「特別経営強化計画」という。)を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を申請することができる。			
一 特別経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限り。)			
二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの			
三 第四条第一項第七号に掲げる事項			
四 収益の見通しその他主務省令で定める事項			
2 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による申請を行う場合には、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画(次項、第四項及び第六項において「特別経営強化指導計画」という。)を主務大臣に提出することができる。			
一 当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容			
二 その他主務省令で定める事項			
3 内閣総理大臣は、前二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。			
4 主務大臣は、第一項及び第二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、特別経営強化計画を提出した特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を行うことができる。			
一 当該特別対象協同組織金融機関等が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でないこと。			
二 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。			
三 当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善したと認められること。			
四 特別経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。			
五 特別経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。			
六 特別経営強化指導計画の実施が特別経営強化計画の実施に資するものであること。			
七 特別経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。			
八 信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。			
5 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による認定を受けたときは、当該認定を受け			

令和八年四月十六日 衆議院會議録第十三号 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三四

た特別対象協同組織金融機関等が実施している特定特例経営強化計画及び当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関が実施している特定特例経営強化指導計画は、それぞれその効力を失う。

6 特別対象協同組織金融機関等が第四項の規定による認定を受けた場合には、特別経営強化計画を第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、特別経営強化指導計画を同条第二

項に規定する経営強化指導計画と、第四項の規定による認定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章(同項を除く)、第五章及び第六章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八條第二項	当該決定	第三十四條の九の五第四項の規定による決定
第二十八條第三項	第一項の規定による決定について	第三十四條の九の五第四項の規定による決定について、第八條の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について
第三十條第一項	(第一項)	(第三十四條の九の五第四項)
第三十條第二項	第二十八條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七條第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関	第三十四條の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四條の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十條第二項第三号	次に	第三号、第五号及び第六号に
第三十條第三項	第四條第一項第七号又は第十六條第一項第五号に掲げる方策が記載されているときは、当該	記載されている第四條第一項第七号に規定する
第三十條第六項	第二十八條第一項	第三十四條の九の五第四項
	第二項中「次に	第二項中「第三号、第五号及び第六号に

第三十一條第二項及び第三十二條	第二十八條第一項	第三十四條の九の五第四項
第三十三條第二項	第二十八條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五條第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。)	第三十四條の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四條の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十三條第二項	協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が第三十四條の九の八第一項に規定する特別経営強化計画に係る第三十四條の九の五第四項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等
第三十三條第二項	第四條第一項第一号から第四号まで及び第七号	第四條第一項第七号並びに第三十四條の九の八第一項第一号及び第二号
第三十三條第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第三十四條第三項	第二十八條第一項	第三十四條の九の五第四項
第三十四條第三項	第四條第一項第一号から第四号までに掲げる事項(当該経営強化計画に同項第七号又は第十六條第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四條第一項第七号に掲げる方策を含む。)	第四條第一項第七号並びに第三十四條の九の八第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに収益の見通し

第三十四条第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第五号に掲げる要件
第三十四条第四項第三号	第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策	記載された第四条第一項第七号に掲げる方策
第三十四条第十項の表第三十条第一項の項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十四条第十項の表第三十条第三項の項及び第三十一条第一項の項	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
第三十四条第十項の表前条第一項の項中欄	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
	協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が第三十四条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画に係る第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等

第三十四条第十項の表前条第一項の項下欄	第三十四条第十項の表前条第六項の項	第三十五条第二項第五号及び第三十六条第一項第三号	第二十八条第一項	第三十四条第三項又は第八項の規定により経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したもの）を除く。）又は	当該	第三十四条の九の五第四項
第三十四条第十項の表前条第一項の項下欄	第三十四条第十項の表前条第六項の項	第三十五条第二項第五号及び第三十六条第一項第三号	第二十八条第一項	第三十四条第三項又は第八項の規定により経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したもの）を除く。）又は	当該	第三十四条の九の五第四項

（事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定）

第三十四条の九の九 特別対象協同組織金融機関等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「資本整理等実施要綱」という。）を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、事業再構築（合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れであつて、経営の健全化のために行われるものをいう。第一号、同項及び次条第一項において同じ。）に伴う資本整理（損失の

填補に充てるために当該信託受益権等に係る優先出資に係る権利の全部又は一部を消滅させることをいう。第二号及び第三号並びに次項、同条第一項並びに第三十四条の九の十三において同じ。）を可とする旨の認定を申請することができる。

一 事業再構築の内容

二 資本整理の内容

三 資本整理を行うために次条又は第三十四条の九の十一の規定に基づく機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあつては、当該措置の内容

四 その他主務省令で定める事項

2 主務大臣は、前項の規定により資本整理等実施要綱の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行うことができる。

一 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないこと。	六 その他政令で定める要件 3 主務大臣は、前項の規定による認定を行うとするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。 4 主務大臣は、第二項の規定による認定をした場合において、第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項の実施状況に照らして必要があるとき、当該事項の適切な実施を確保するため、その必要な限度において、当該認定に係る特別対象協同組織金融機関等に対し、当該事項の実施状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該事項のうち実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。 （優先出資の消却に必要な金銭の贈与） 第三十四条の九の十 前条第二項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等（以下この項、次項及び第五項、次条第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の九の十三において「認定特別対象協同組織金融機関等」という。）又は当該認定に係る事業再構築の相手方となる金融機関等であつて第二	る資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができる。 2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会（預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。次条第三項及び第三十四条の九の十三第二項において同じ。）の議決を経て、当該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。 4 機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。 5 機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたときは、当該金銭の贈与	の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該金銭の贈与に関する契約を締結しなければならない。 （損害担保契約に係る損失の補填） 第三十四条の九の十一 認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、機構が、認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。 2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。 4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）に報告しなければならない。
二 資本整理等実施要綱に記載された事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること。 三 資本整理等実施要綱に記載された資本整理を行うことが当該特別対象協同組織金融機関等の損失の填補を行うために必要なものであり、当該資本整理の内容が適切であること。 四 前項第三号に規定する措置を必要としている場合にあっては、当該措置が資本整理を行うために必要かつ適切なものであること。 五 資本整理を行った後に協定銀行が引き続き特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等を保有する場合には、当該信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として主務省令で定める場合でないこと。	第三十四条の九の十 前条第二項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等（以下この項、次項及び第五項、次条第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の九の十三において「認定特別対象協同組織金融機関等」という。）又は当該認定に係る事業再構築の相手方となる金融機関等であつて第二	る資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができる。 2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会（預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。次条第三項及び第三十四条の九の十三第二項において同じ。）の議決を経て、当該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。 4 機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。 5 機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたときは、当該金銭の贈与	の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該金銭の贈与に関する契約を締結しなければならない。 （損害担保契約に係る損失の補填） 第三十四条の九の十一 認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、機構が、認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。 2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。 4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたときは、当該契約の締結の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該契約を締結しなければならない。この場合において、当該認定特別対象協同組織金融機関等又は当該相手方金融機関は、当該契約に係る損害担保契約の対象となる被災等債権について利益が生じたときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければならない。 (機構の業務の取扱い) 第三十四条の九の十二 前二条の規定による機構の業務は、預金保険法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。 (機構における勘定間の繰入れ) 第三十四条の九の十三 機構は、第三十四条の九の十の規定による業務の実施により、前条の規定の適用を受けて一般勘定(預金保険法第四十一条に規定する一般勘定をいう。以下この条において同じ。)から支出された金額(資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行うおとする場合において、同法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額	を超える部分に相当する金額に限る。)の範囲内に限り、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能強化勘定(第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。次項において同じ。)から一般勘定に繰り入れるものとする。この場合において、当該繰入れは、第四十三条に規定する金融機能強化業務とみなす。 2 機構は、第三十四条の九の九第二項の規定による認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、運営委員会の議決を経て、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から、当該損失の額(資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行うおとする場合において、預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額に相当する金額に限る。)の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができ。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。	(特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針の特例) 第三十四条の九の十四 協同組織中央金融機関等が、協同組織金融機関等であつて信用を供与している者の財務の状況が特定事態により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行つている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたもの(次項において「特例協同組織金融機関等」という。)に特定支援を行うために第三十四条の二の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、特定事態指定期間内に限り、第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができる。 一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの 二 職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機	関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項として主務省令で定めるもの 三 前二号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針 四 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの 五 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨 六 収益の見通しその他政令で定める事項 2 前項第二号及び第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第五号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った特例協同組織金融機関等(第三十四条
---	---	---	---

令和八年四月十六日 衆議院會議録第十三号 の二第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。をいう。 3 協同組織中央金融機関等が第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をする場合には、当該協同組織金融機能強化方針を第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出とそれぞれみなして、前章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三十四条の四第二項中「前条第三項」とあるのは「第三十四条の九の十四第二項」と、「同条第一項第四号」とあるのは「同条第一項第三号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第三十五条第三項中「第三十四条の十五第三項（同条第六項）を」第三十四条の二十四第四項（同条第七項）に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は認定共同化金融機関等」に改	金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 める。 第四十四条第四項中「農林中央金庫法」の下に「（平成十三年法律第九十三号）」を加える。 第四十五条の二第二項中「第四十五条の二第一項」を「第四十五条の三第一項」に改め、同条を第四十五条の三とし、第四十五条の次に次の一条を加える。 （金融再生勘定からの繰入れ） 第四十五条の二 機構は、金融機関等の金融機能の強化を図るために必要がある場合には、金融機能強化業務に必要な財源に充てるとし、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受け、金額を金融再生勘定（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下この項、次項及び第四項において「金融機能再生緊急措置法」という。）第六十四条に規定する金融再生勘定をいう。第三項及び第四十六條第二項において同じ。）から金融機能強化勘定に繰り入れることができる。この場合において、当該繰入れは、金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金融再生業務とみなして、金融機能再生緊急措置法の規定を適用する。 2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による繰入れが、金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金融再生業務の遂行に支	障がなく、かつ、金融機能強化業務を通じた金融機関等の金融機能の強化を図るために必要であると認められる場合に限り、同項の認可をするものとする。 3 機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生勘定に残余があり、かつ、金融機能強化勘定に属する財産の状況及びその見込みに照らして特に必要があると認めるときは、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融再生勘定から当該残余の額の全部又は一部を金融機能強化勘定に繰り入れることができる。 4 前項の規定により金融機能強化勘定に繰り入れた額がある場合における金融機能再生緊急措置法第六十七条第二項の規定の適用については、同項中「ときは、当該残余の額」とあるのは、「場合であつて、当該残余の額から金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第四十五条の二第三項の規定により同法第四十三条に規定する金融機能強化勘定に繰り入れた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とする。 第四十六条第二項中「受けて、」の下に「金融再生勘定又は」を加える。 第四十八条第二項中「第二章若しくは第三章の規定により提出された経営強化計画の履行状	況又は第四章の二の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。 一 第二章から第四章まで又は第四章の三の規定により提出された経営強化計画の履行状況に関する事。 二 第四章又は第四章の三の規定により提出された経営強化指導計画の履行状況に関する事。 三 第四章の二又は第四章の三の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況に関する事。 四 第四章の四の規定により提出された組織再編成等実施計画若しくは基盤的金融サ―ビス経営基盤強化実施計画又は共同化措置実施計画の履行状況に関する事。 第五十六条第一項第一号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第一号又は第二号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加え、同項第二号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第一号又は第二号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加え、同項第
---	--	--	---

二号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第三号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加える。

第五十八条中「第三十四条の十五第四項(同条第六項)を」第三十四条の九の十一第四項、第三十四条の二十第五項(同条第七項)に改める。

第五十九条第一項第二号中「第十一条第一項を」第十一条第二項に改め、同項第三号中「第二十

二十条第一項(の下に「第二十二條第四項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))」を加え、「(第二十四

条第十二項において準用する場合を含む。))」を削り、同項第四号中「第二十一條第一項(を」第二十一條第二項(第二十二條第四項(第二十三條

第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用

する場合を含む。))」に改め、「(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))」を削り、

同項第五号中「第三十三條第五項及び第三十四條第七項(を」第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十

四條第十項に改め、同項第六号中「第三十二條(第三十三條第五項及び第三十四條第七項)を」第三十二條第二項(第三十三條第八項(第三十三

令和八年四月十六日 衆議院會議録第十三号

四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項に改め、同項第八号中「第三十四條の九(を」第三十四條の九第二項に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「の規定)を」第三十四條の十五第二項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の十八の規定に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第三十四條の九の九第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第六十条中「(第二号にあつては、第三十四條の二第三号から第五号までに掲げる者を含む。))」を削り、「又は理事」を「理事又は清算人」に改め、同条第一号中「若しくは」を「(第十

三條第四項(第十四條第十二項において準用する場合を含む。)、第十四條第十一項及び第十二項、第十七條第八項、第十九條第五項(第二十

三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並

びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同

じ。)、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))」に改め、「これらの規定を」を削り、同条

二 第十一條第一項(第十三條第四項(第十四

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十一條第一項(第二十二條第四項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第三十二條第一項(第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の九第一項の規定による命令に違反したとき。

第六十条第三号中「第十四條第十項(を」若しくは第十項に改め、「第十九條第五項」の下に「(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))」を加え、「(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))」を削り、「第二十四條第九項(を」第九項に、「から第四項まで」を「第三項、第六項若しくは第七項に、「第三十四條第七項(を」第三十四條第十項に、「から第六項まで」を「第五項、第八項若しくは第九項」に改め、同号を

同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十一條第二項(第十三條第四項(第十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十一條第二項(第二十二條第四項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第三十二條第二項(第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の九第二項、第三十四條の九の九第四項、第三十四條の十二(第三十四條の十五第二項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の十八の規定による命令に違反したとき。

五 第十三條第一項(第十四條第十二項において準用する場合を含む。))、第十四條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))若しくは第八項、第二十三條第一項(第二十四條第十二項において準用する場合

同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十一條第二項(第十三條第四項(第十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十一條第二項(第二十二條第四項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第三十二條第二項(第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の九第二項、第三十四條の九の九第四項、第三十四條の十二(第三十四條の十五第二項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の十八の規定による命令に違反したとき。

五 第十三條第一項(第十四條第十二項において準用する場合を含む。))、第十四條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))若しくは第八項、第二十三條第一項(第二十四條第十二項において準用する場合

同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十一條第二項(第十三條第四項(第十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十一條第二項(第二十二條第四項(第二十三條第五項(第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))、第三十二條第二項(第三十三條第八項(第三十四條第十項において準用する場合を含む。))及び第三十四條第十項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の九第二項、第三十四條の九の九第四項、第三十四條の十二(第三十四條の十五第二項において準用する場合を含む。))又は第三十四條の十八の規定による命令に違反したとき。

合を含む。)、第二十四条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))若しくは第七項又は第三十四条第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

六 第三十四条の九の十第二項又は第三十四条の九の十一第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたとき。

附則第八条から第二十九条までを削り、附則第三十条を附則第八条とする。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号ト中「他の金融機関等への」を「金融機関等による他の金融機関等の」に、「移転又は発行」を「取得」に、「他の金融機関等が当該」を「金融機関等が当該他の」に、「及び」を「、二及び」に改め、同号チを削る。

第三条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第十二条第九項及び第十三条第九項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第六項」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第三条 協同組織金融機関の優先出資に関する法

律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第七号中「信託会社」の下に「(第四十四条の三第五項において「信託会社」という。))」を加え、同条第三項中「以下」を「第四十四条の三第三項第二号を除き、以下」に、「同項の書面を」を「前項の書面を」に改める。

第十五条第一項中「、資本金の額を変更することなく」を削り、同項に次の三号を加える。

三 第四十四条第三項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

四 第四十四条第四項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

五 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

合

第十五条第三項中「第一項第二号」の下に「、第四号又は第五号」を加える。

第四十二条第一項中「第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第四十四条第二項に規定するを」第十五条第一項第二号及び第五号に掲げる場合、次項の場合、第四項ただし書に規定する場合並びに第四十四条第二項及び第四項の」に改める。

第四十四条の見出し中「資本金」を「資本金等」

に改め、同条第三項中「前二項に定める」を「第一項及び第二項又は第四項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次の三項を加える。

3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、優先出資の消却を行うため、第四十二条第四項、農林中央金庫法第七十六条第三項(準備金の積立て)、中小企業等協同組合法第五十八条第三項(準備金及び繰越金)、信用金庫法第五十六条第二項(法定準備金)、労働金庫法第六十条第二項(法定準備金)、農業協同組合法第五十一条第五項(準備金)及び水産業協同組合法第五十五条第五項(準備金及び繰越金)(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、普通出資者総会の決議によつて、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

4 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前項の規定による資本準備金若しくは法定準備金の額の減少及び剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資の消却を行うため、普通出資者総会の決議によつて、消却に必要な額に限り、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

5 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項の規定により資本準備金若しくは法定準備金又は資本金(以下「資本金等」という。))の額を減少しようとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

7 第三項及び第四項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

(債権者の異議)

第四十四条の二 優先出資を発行している協同組織金融機関(農林中央金庫、信用協同組合若しくは中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会に限る。第三項及び次条において「特定優先出資発行協同組織金融機関」という。))は、普通出資者総会において前条第三項又は第四項の決議があつたときは、その決議の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

2 前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的

記録により作成することができる。

2 前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的

3 特定優先出資発行協同組織金融機関の債権者は、当該特定優先出資発行協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 第一項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第四十四条の三 特定優先出資発行協同組織金融機関が第四十四条第三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少をする場合には、当該特定優先出資発行協同組織金融機関の債権者は、当該特定優先出資発行協同組織金融機関に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、特定優先出資発行協同組織金融機関は、普通出資者総会において資本金等の額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 資本金等の額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、特定優先出資発行協同組織金融機関が同項の公告を、官報のほか、定款の定めに従い、次に掲げる方法のいずれかによりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。))により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。)

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、特定優先出資発行協同組織金融機関は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年

法律第四十三号)第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けた金融機関をいう。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、優先出資を発行している協同組織金融機関(農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に限る。)が第四十四条第三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少をする場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項		次に	
第四項及び前項	第二項第二号	貯金者	第三号
	普通出資者総会において資本金等の額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に 一 資本金等の額を減少する旨 二 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨	貯金者	一 資本金等の額の減少の内容 二 当該農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会(農業協同組合連合会第三十六条第二項又は水産業協同組合法第四十条第二項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))に規定する計算書類をいう。に規定する事項として主務省令で定めるもの 三 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

う。次項において同じ。）に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更後の経営強化計画の提出については、附則第十五条第二項の規定にかかわらず、新金融機能強化法第三十条第五項（新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する新金融機能強化法第二十七条第三項（附則第九条及び第十三条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、附則第十条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の五第五項並びに附則第十一条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 2 この法律の施行の際現に旧金融機能強化法第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針（旧金融機能強化法附則第二十九条第三項の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされたもの又は旧金融機能強化法第三十四条の七第一項（旧金融機能強化法附則第二十九条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）を実施している旧金融機能強化法第三十四条の二に規定する協同組織中央金融機関等は、施行日から起算して六月以内に、当該協同組織金融機能強化方針の変更	（旧金融機能強化法第三十四条の三第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等における職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任に関する事項を追加する変更に限る。）につき、新金融機能強化法第三十四条の七第一項（附則第十四条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の十四第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更後の協同組織金融機能強化方針の提出については、附則第十五条第三項の規定にかかわらず、新金融機能強化法第三十四条の七第三項において準用する新金融機能強化法第三十四条の九の十四第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は適用しない。 （協同組織金融機関が提出する経営強化計画に係る承認等についての経過措置） 第三条 施行日前に旧金融機能強化法第三十三条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出した経営強化計画であって、この法律の施行の際現に旧金融機能強化	法第二条第八項に規定する協同組織金融機関が実施しているものは、新金融機能強化法第二十八条第二項に規定する経営強化計画とみなして、新金融機能強化法第三十条から第三十二条までの規定（新金融機能強化法第三十四条第十項（新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項（附則第九条及び第十三条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条並びに次条第三項及び第四項において同じ。）、第三十四条の九の五第五項（附則第十条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条並びに次条第三項及び第四項において同じ。）及び第三十四条の九の八第六項（附則第十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条並びに次条第三項及び第四項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は適用しない。 2 新金融機能強化法第三十条第一項（新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に提出する新金融機能強化法第三十条第一項に規定する変更後の経営強化計画について適用し、施行日前に提出した旧金融機能	強化法第三十条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する変更後の経営強化計画については、なお従前の例による。 3 新金融機能強化法第三十三条第一項（新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合並びに新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。）の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十三条第一項に規定するその実施している経営強化計画又は旧金融機能強化法第三十三条第一項（旧金融機能強化法第三十四条第七項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において準用する場合並びに旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了する場合について適用し、施行日前に同項に規定するその実施している経営強化
---	--	--	---

計画の実施期間が終了した場合については、なお従前の例による。

4 新金融機能強化法第三十四条第三項(新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十四条第一項(新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定により新金融機能強化法第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行う場合について適用し、施行日前に旧金融機能強化法第三十四条第一項(旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定により旧金融機能強化法第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行つた場合については、なお従前の例による。

第二項(旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定により提出した経営強化指導計画であつて、この法律の施行の際現に旧金融機能強化法第二条第七項に規定する協同組織中央金融機関が実施しているものは、新金融機能強化法第三十条第三項に規定する経営強化指導計画とみなして、同条から新金融機能強化法第三十二条までの規定を適用する。

2 新金融機能強化法第三十条第三項(新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に提出する新金融機能強化法第三十条第三項に規定する変更後の経営強化指導計画について適用し、施行日前に提出した旧金融機能強化法第三十条第三項(旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。)に規定する変更後の経営強化指導計画については、なお従前の例による。

3 新金融機能強化法第三十三条第三項(新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合並びに新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十三条第一項に規定するその実施している経営強化計画又は旧金融機能強化法第三十三条第一項の規定により提出した同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了する場合について適用し、施行日前に同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了した場合については、なお従前の例による。

4 新金融機能強化法第三十四条第五項(新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行う場合について適用し、施行日前に旧金融機能強化法第三十四条第一項の規定により同項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行つた場合については、なお従前の例による。

(実施計画等に関する経過措置)

第五条 新金融機能強化法第三十四条の十から第三十四条の十四まで及び第三十四条の二十(第二項を除き、同条第一項に規定する認定組織再編成等金融機関等に係る部分に限る。)の規定

は、施行日以後に新金融機能強化法第三十四条の十第二項第一号に規定する申請金融機関等が同条第一項に規定する組織再編成等実施計画の認定の申請を行う場合について適用し、施行日前に旧金融機能強化法第三十四条の十第二項第一号に規定する申請金融機関等が同条第一項に規定する実施計画の認定の申請を行つた場合については、なお従前の例による。

(資金交付契約に関する経過措置)

第六条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧金融機能強化法第三十四条の十五第一項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日(前日)」とする。

(震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例についての経過措置)

第七条 施行日前に旧金融機能強化法附則第八条第三項に規定する震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等が同条第一項又は第二項の規定による申込みをしている場合には、当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等を新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項に規定する特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等と、当該申込みを同条第一項又は第

二項の規定による申込みと、旧金融機能強化法附則第八条第一項又は第二項に規定する経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項に規定する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第八条第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第八条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第二章、第五章及び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第二章及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。 (震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例についての経過措置) 第八条 施行日前に旧金融機能強化法附則第九条第三項に規定する震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第一項の規定による申込みをしている場合には、当該震災特例金融機関等を当事者とする	る金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等を新金融機能強化法第三十四条の九の三第三項に規定する特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等と、当該申込みを同条第一項の規定による申込みと、旧金融機能強化法附則第九条第一項に規定する経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の三第一項に規定する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第九条第一項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の三第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第九条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第三章、第五章及び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の三第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三章及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。 (震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例についての経過措置) 第九条 施行日前に旧金融機能強化法附則第十条	第五項に規定する震災特例協同組織金融機関又は震災特例組織再編成協同組織金融機関が同条第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をしている場合には、当該震災特例協同組織金融機関又は震災特例組織再編成協同組織金融機関を新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項に規定する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関と、旧金融機能強化法附則第十条第一項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第一項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十条第一項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定による経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十条第二項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十条第三項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定による経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十条第四項の規定により提出した経営強化計画及び経営強化指導計画と、旧金融機能強化法附則第十条第四項の規定により提出する経営強化計画及び経営強化指導計画と、旧金融機能強化法附則第十条第四項の規定による経営強化計画及び経営強	化指導計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第四項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第十条第五項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。 (特定震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例についての経過措置) 第十条 施行日前に旧金融機能強化法第五十六条第一項に規定する主務大臣が旧金融機能強化法附則第十一条第三項の規定による決定をしている場合には、同条第一項に規定する特定震災特例協同組織金融機関を新金融機能強化法第三十四条の九の五第一項に規定する特定特例協同組織金融機関と、旧金融機能強化法附則第十一条第一項に規定する特定震災特例経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の五第二項に規定する特定特例経営
--	---	---	--

強化指導計画と、当該決定を同条第四項の規定による決定とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第十一条第四項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の五第五項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

(特別対象協同組織金融機関等の経営が改善し

た旨の認定についての経過措置

第六十一条 施行日前に旧金融機能強化法附則第六條第五項に規定する特別対象協同組織金融機関等が同条第三項の規定による認定を受けている場合には、当該特別対象協同組織金融機関等を新金融機能強化法第三十四條の九の八第六項に規定する特別対象協同組織金融機関等と、旧金融機能強化法附則第十六條第一項に規定する条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十六條第二項に規定する特別経営強化指導計画を新金融機能強化法第三十四條の九の八第二項に規定する特別経営強化指導計画と、当該認定を同条第四項の規定による認定とそれぞれみなすほか、旧金融機能

能強化法附則第十六条第五項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例についての経過措置）

第十二条 施行日前に旧金融機能強化法附則第二十六條第三項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が同条第一項又は第二項の規定による申込みをしている場合には、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等を新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項に規定する特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等と、当該申込みを同条第一項又は第二項の規定による申込みと、旧金融機能強化法附則第二十六條第一項又は第二項に規定する経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項に規定する経営強化計

画と、旧金融機能強化法附則第二十六条第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出を、新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第二十六条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第二章、第五章及び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第二章及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例についての経過措置)

第十三条 施行日前に旧金融機能強化法附則第二十八条第五項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関又は新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が同条第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をしている場合には、当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関又は新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関を新金融機能強化法第三十四条の九の

四第五項に規定する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関と、旧金融機能強化法附則第二十八条第一項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第一項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第二十八条第一項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第二十八条第二項の規定により提出した法附則第二十八条第二項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第二十八条第二項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定による経営強化計画の提出と、旧金融機能強化法附則第二十八条第四項の規定により提出した経営強化計画及び経営強化指導計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第四項の規定により提出する経営強化計画及び経営強化指導計画と、旧金融機能強化法附則第二十八条第四項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第四項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第二十八条第五項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章及び第五章

又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の第四第五項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。 (新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針の特例についての経過措置)	第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の第四第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章の二及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。 (金融機能強化審査会からの意見の聴取についての経過措置)	の提出を受ける場合について適用し、施行日前に内閣総理大臣が旧金融機能強化法第十六条第一項から第三項までの規定(旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)による経営強化計画(旧金融機能強化法第十九条第一項(旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による新たな経営強化計画の提出を受けた場合については、なお従前の例による。 2 新金融機能強化法第二十七条第三項(新金融機能強化法の他の規定(附則第九条から第十一条まで及び第十三条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。)において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第二十七条第一項若しくは第二項の規定による経営強化計画若しくは経営強化指導計画(新金融機能強化法の他の規定により当該経営強化計画若しくは当該経営強化指導計画とみなされるもの、新金融機能強化法第三十条第一項若しくは第三項(これらの規定を新金融機能	強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は新金融機能強化法第三十四条第三項若しくは第五項(これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたものを含む。)の提出又は新金融機能強化法第三十三条第一項若しくは第三項(これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による新たな経営強化計画若しくは経営強化指導計画の提出を受ける場合について適用する。 3 新金融機能強化法第三十四条の三第二項(新金融機能強化法の他の規定(前条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。)において、引用し、又は準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第三十四条の三第一項の規定による協同組織金融機能強化方針(新金融機能強化法の他の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされるもの又は新金融機能強化法第三十四条の七第一項(新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のものを含む。)及び新金融機能強化法第三十四条の三第二項に規定する書面の提出を受ける場合について適用
第十四条 施行日前に旧金融機能強化法附則第二十九条第三項に規定する協同組織中央金融機関等が同条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をしている場合には、当該協同組織中央金融機関等を新金融機能強化法第三十条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等を新金融機能強化法第三十四条の九の十四第一項に規定する特例協同組織金融機関等と、当該協同組織金融機能強化方針を同項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第二十九条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章の二、第五章及	び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の第四第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章の二及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。 (金融機能強化審査会からの意見の聴取についての経過措置)	の提出を受ける場合について適用し、施行日前に内閣総理大臣が旧金融機能強化法第十六条第一項から第三項までの規定(旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)による経営強化計画(旧金融機能強化法第十九条第一項(旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による新たな経営強化計画の提出を受けた場合については、なお従前の例による。 2 新金融機能強化法第二十七条第三項(新金融機能強化法の他の規定(附則第九条から第十一条まで及び第十三条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。)において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第二十七条第一項若しくは第二項の規定による経営強化計画若しくは経営強化指導計画(新金融機能強化法の他の規定により当該経営強化計画若しくは当該経営強化指導計画とみなされるもの、新金融機能強化法第三十条第一項若しくは第三項(これらの規定を新金融機能	強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は新金融機能強化法第三十四条第三項若しくは第五項(これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたものを含む。)の提出又は新金融機能強化法第三十三条第一項若しくは第三項(これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による新たな経営強化計画若しくは経営強化指導計画の提出を受ける場合について適用する。 3 新金融機能強化法第三十四条の三第二項(新金融機能強化法の他の規定(前条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。)において、引用し、又は準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第三十四条の三第一項の規定による協同組織金融機能強化方針(新金融機能強化法の他の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされるもの又は新金融機能強化法第三十四条の七第一項(新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のものを含む。)及び新金融機能強化法第三十四条の三第二項に規定する書面の提出を受ける場合について適用

し、施行日前に内閣総理大臣が旧金融機能強化法第三十四条の三第一項の規定による協同組織

下に「並びに優先出資法第四十四条の四」を加ふる。

金融機能強化方針（旧金融機能強化法の他の規

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

されるもの又は旧金融機能強化法第三十四条の七第一項(旧金融機能強化法の他の規定におい

十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

て、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）及び

第八十五条第一項中「第三十条及び」を「第三十条、」に改め、「第五十三条第三項」の下に「及

旧金融機能強化法第三十四条の三第二項(旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又

び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条の四」を加える。

は準用する場合を含む。）に規定する書面の提出を受けた場合については、なお従前の例によ

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

（優先出資の消却を行うためにする資本金等の

る法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次の

第十六条 第三条の規定による改正後の協同組織

よるに改正する。

第二百二十八条第三項中「第十四条第三項」の下

金融機関の優待措置に関する法律第四十四條第一項から第五項まで及び第七項の規定は、施行

に「万で第四—四次の四」を加える

額の減少について適用する。

法律の規定によりなお従前の例によることとさ

第十七条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十七条第一項中「第六十七条並びに」を

(政令への委任)

びに優先出資法第四十四条の四を加える。

条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、この法律の附則で定める。

に」を「第六十五条、」に改め、「第一百七十一条」の

む。は、政令で定める。

化を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 金融機関等に対して国が資本参加する制度について、申請期限を廃止して当分の間の措置とし、大規模な災害等の事態における特例を創設すること。

2 資本参加を受ける金融機関等の適切な業務運営を確保するための規定を整備すること。

3 合併や経営統合を行う金融機関等に対して、国が資金を交付する制度の申請期限を延長すること。

4 共同で利用する情報処理システムの設計や開発を行う金融機関等に対して、国が資金を交付する制度を創設すること。

5 協同組織金融機関が、資本金等の額を減少して一般の優先出資を消却することができ、制度を創設すること。

6 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、申請期限の延長に係る

る規定は公布の日から施行すること。

一 議案の可決理由

本案は、地域の人口の減少等の社会経済情勢の変化に対応して、金融機関等の経営基盤の強化を図るため、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和八年四月十四日

財務金融委員長 武村 展英

衆議院議長 森 英介殿

〔別紙〕

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 資本参加制度及び資金交付制度の運用に当たっては、本法の趣旨が地域金融機関等の経営基盤の強化を図り、地域経済に貢献する役割を十分に発揮していくための環境整備であること
を踏まえ、地域金融機関のみの支援にとどまらず、地域経済全体に裨益するものとなるよう努めること。

二 本法附則第二十二条の検討に当たっては、資本参加制度が終期を見通すことが困難な地域の人口減少等の構造的課題への対応として「当分の間」の特別な措置とされることを踏まえ、将来的に国民負担を生じさせないよう、資本参加制度の費用対効果も勘案し、その規律を確保するため、必要に応じて見直しを検討すること。
三 本法と併せて、資本参加先に対する経営管理

態勢や法令等遵守態勢等の検証が適時適切に実施されているかのモニタリングを強化するに当たり、通常のモニタリングに上乘せし行う監督においては、資本参加先の金融機関等が過度に萎縮することのないように適切に行うこと。

四 本法による資金交付制度の申請期限の延長が相乗効果の期待できる地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律の廃止期限を考慮して定められていることを踏まえ、同法の廃止期限の延長が検討される際には、併せて資金交付制度の申請期限の延長も検討を行うこと。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
構法の一部を改正する法律
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法
(平成二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項及び第三項中「令和十八年三月三十一日」を「令和二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近の我が国経済をめぐる状況に鑑み、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じた当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を引き続き図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に
関する報告書
一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の我が国経済をめぐる状況に鑑み、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じた当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を引き続き図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限を延長するもので、その内容は次のとおりである。

1 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限(令和十八年三月三十一日)を令和二十八年三月三十一日に延長すること。

2 この法律は、公布の日から施行すること。
二 議案の可決理由

最近の我が国経済をめぐる状況に鑑み、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じた当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を引き続き図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限を延長する本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和八年四月十四日

総務委員長 古川 康

衆議院議長 森 英介殿

〔別紙〕

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、民業を補充する存在として、民間資金の呼び水の役割を果たすことに徹するとともに、我が国の地方企業、スタートアップ企業、中小企業等の海外展開を推進するよう、機構における適切な運営を確保すること。	経済安全保障の確保等のため、総務省との連携をより緊密に図るとともに、機構と我が国の政府系金融機関、海外の政府関係機関、民間株主、銀行等との間において、適切な役割分担がなされ、より密接な連携と協力が図られるよう、必要な取組の実施を促すこと。	農林中央金庫法の一部を改正する法律 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。 第一条中「のため」を「及びこれらを構成する者のため」に改める。 第二十四条第四項中「及び第百条第一項第二十四号」を並びに第百条第一項第二十二号及び第二十四号に改める。 第二十四条の五第一項に次のただし書を加える。	の業務を執行したその他の取締役をいう。若しくは執行役若しくは使用人(以下この号において「子会社」の業務執行取締役等という。)でなく、かつ、その就任の前五年間農林中央金庫の業務執行理事等又はその子会社の業務執行取締役等でなかったこと。 三 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な職員の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。 第二十六条第三項第二号中「第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削る。 第三十条第二項に次の一号を加える。 三 非常勤非業務執行理事が自己又は第三者のために農林中央金庫の業務の部に属する取引をしようとするとき。 第三十条第三項中「同項各号」を「同項第一号又は第二号」に改める。 第三十四条第二項中「第三十条第二項各号」を「第三十条第二項第一号又は第二号」に改め、同項第一号中「第三十条第二項の」を「第三十条第二項第一号及び第二号に規定する」に改め、同条中第十二項を第十八項とし、第十一項を第十七項とし、第十項を第十六項とし、同条第九項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項を同条第十四項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の五項を加える。
二 機構が我が国経済の持続的な成長に寄与するとの目的に沿って運営されるよう、「官民ファンド」の運営に係るガイドライン」に従って機構の活動の検証を適時的確に行うこと。	七 機構の運営に対する国会・国民の監視機能を有効的なものとする観点から、投資の専門知識を有する政府から独立した有識者が、機構の中期経営計画及び改善計画・収益性の確保の状況・情報開示の状況を能動的に評価し、その上で、累積損失解消の進捗状況や運営の効率化の達成状況、機構の存廃に関する評価等を定期的に国会に報告する仕組みを設けるための法改正について検討を行うこと。	ただし、理事のうち非常勤である者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「非常勤非業務執行理事」という。)については、この限りでない。 一 農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。 二 農林中央金庫の業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて農林中央金庫の業務を執行する理事として選定されたもの又は農林中央金庫の業務を執行したその他の理事をいう。第三十四条において同じ。)、経営管理委員若しくは職員(以下この号及び同条第十項において「業務執行理事等」という。)又はその子会社(第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の業務執行取締役(会社法第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役又は当該子会社	の業務を執行したその他の取締役をいう。若しくは執行役若しくは使用人(以下この号において「子会社」の業務執行取締役等という。)でなく、かつ、その就任の前五年間農林中央金庫の業務執行理事等又はその子会社の業務執行取締役等でなかったこと。 三 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な職員の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。 第二十六条第三項第二号中「第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削る。 第三十条第二項に次の一号を加える。 三 非常勤非業務執行理事が自己又は第三者のために農林中央金庫の業務の部に属する取引をしようとするとき。 第三十条第三項中「同項各号」を「同項第一号又は第二号」に改める。 第三十四条第二項中「第三十条第二項各号」を「第三十条第二項第一号又は第二号」に改め、同項第一号中「第三十条第二項の」を「第三十条第二項第一号及び第二号に規定する」に改め、同条中第十二項を第十八項とし、第十一項を第十七項とし、第十項を第十六項とし、同条第九項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項を同条第十四項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の五項を加える。
三 官民ファンドの原資が国の資金であることに鑑み、機構が改善計画を達成し、早期に累積損失を解消できるよう、機構に対し適切な監督を行うこと。	八 機構による対象事業支援が法の目的及び支援基準に沿って行われるよう、機構を適切に指導・監督するとともに、支援決定に係る認可に当たっては、検討過程の透明性確保に努めること。	農林中央金庫法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 令和八年三月十七日 内閣総理大臣 高市 早苗	の業務を執行したその他の取締役をいう。若しくは執行役若しくは使用人(以下この号において「子会社」の業務執行取締役等という。)でなく、かつ、その就任の前五年間農林中央金庫の業務執行理事等又はその子会社の業務執行取締役等でなかったこと。 三 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な職員の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。 第二十六条第三項第二号中「第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削る。 第三十条第二項に次の一号を加える。 三 非常勤非業務執行理事が自己又は第三者のために農林中央金庫の業務の部に属する取引をしようとするとき。 第三十条第三項中「同項各号」を「同項第一号又は第二号」に改める。 第三十四条第二項中「第三十条第二項各号」を「第三十条第二項第一号又は第二号」に改め、同項第一号中「第三十条第二項の」を「第三十条第二項第一号及び第二号に規定する」に改め、同条中第十二項を第十八項とし、第十一項を第十七項とし、第十項を第十六項とし、同条第九項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項を同条第十四項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の五項を加える。
四 投資リスク管理の更なる推進、地方企業の海外展開への貢献等の観点を踏まえ、機構において海外事業、ICT事業、金融等の専門知識を有する民間の人材の更なる確保・育成が図られるよう、必要な取組の実施を求めること。	五 機構に対し、関係者との秘密保持契約に留意しつつも、出融資決定時から出資金等の回収による損益の確定までの間における一層の情報開示を求めることを通して、国民に対する説明責任を果たすように努めること。	農林中央金庫法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 令和八年三月十七日 内閣総理大臣 高市 早苗	の業務を執行したその他の取締役をいう。若しくは執行役若しくは使用人(以下この号において「子会社」の業務執行取締役等という。)でなく、かつ、その就任の前五年間農林中央金庫の業務執行理事等又はその子会社の業務執行取締役等でなかったこと。 三 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な職員の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。 第二十六条第三項第二号中「第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削る。 第三十条第二項に次の一号を加える。 三 非常勤非業務執行理事が自己又は第三者のために農林中央金庫の業務の部に属する取引をしようとするとき。 第三十条第三項中「同項各号」を「同項第一号又は第二号」に改める。 第三十四条第二項中「第三十条第二項各号」を「第三十条第二項第一号又は第二号」に改め、同項第一号中「第三十条第二項の」を「第三十条第二項第一号及び第二号に規定する」に改め、同条中第十二項を第十八項とし、第十一項を第十七項とし、第十項を第十六項とし、同条第九項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項を同条第十四項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の五項を加える。
五 機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、国際競争力の強化や	六 機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、国際競争力の強化や	七 機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、国際競争力の強化や	八 機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、国際競争力の強化や

9 第四項の規定にかかわらず、農林中央金庫は、非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における当該非業務執行理事等の第一項の規定による責任の限度額について、定款で定めた額の範囲内であらかじめ農林中央金庫が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額(第十三項において「責任限度額」という。)とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。 10 前項の契約を締結した非業務執行理事等が農林中央金庫の業務執行理事等に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。 11 第七項の規定は、第九項の規定による定款の定め(業務執行理事以外の理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案及び当該定款の定めを変更する議案を総会に提出する場合について準用する。 12 農林中央金庫は、第九項の契約を締結した場合において、当該契約の相手方である非業務執行理事等が職務を怠ったこと(当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限る。)により損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。	一 第六項第一号及び第二号に掲げる事項 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由 三 第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が当該契約によって賠償する責任を負わないとされた額 13 第八項の規定は、非業務執行理事等が第九項の契約によって責任限度額を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。 第三十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第二号に掲げる額」の下に「(第九項において「最低責任限度額」という。)を加え、同項第二号ロ中の「理事」を「の業務執行理事」に改め、同号ハ中「監事又は会計監査人」を「業務執行理事以外の理事、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 非常勤非業務執行理事が第三十条第二項の規定に違反して同項第三号の取引をしたときは、当該取引によって非常勤非業務執行理事又は第三者が得た利益の額は、第一項の損害の額と推定する。 第三十四条の二第五項中「第八項」を「第十四項」に改める。	第四十条の二中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。 第四十二条中「理事」を「非常勤非業務執行理事以外の理事」に改める。 第四十九条第一項第四号中「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改める。 第五十四条第一項第一号中「の預金」を「及び構成員(会員を直接又は間接に構成する者であつて主務省令で定めるものをいう。以下この条及び第五十五条の二において同じ。)の預金又は定期積金」に改め、同項第二号及び同条第二項各号中「会員」を「会員及び構成員」に改める。 第五十五条の次に次の一条を加える。 第五十五条の二 農林中央金庫は、構成員のために第五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務を営むに当たっては、会員が構成員のために行う事業を補完することにより構成員の事業の発展を図ることを旨とするものとする。 第七十二条第一項第十二号中「生産性の向上」の下に「地域における農林水産業の持続的な発展」を加え、同条第五項ただし書中「ついて」の下に「主務省令で定めるところにより」を加え、同条第十六項中「ことについて」の下に「主務省令で定めるところにより」を加え、同条中第十九項を第二十三項とし、第十八項を第二十二項とし、第十七項を第二十一項とし、第十六項の次に次の四項を加える。	17 農林中央金庫は、認可対象会社のうち第一項第十二号に掲げる会社(第四項の主務省令で定める会社を除く。第二十項において「第十二号会社」という。)であつて、農業生産の増大その他の地域における農林水産業の持続的な発展に資する業務を専ら営む国内の会社として主務省令で定めるもの(以下この条及び第百条第一項第二十二号において「特定会社」という。)について、農林中央金庫又はその子会社が合算して特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有するとき(農林中央金庫が当該特定会社を子会社とするとき及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社がその基準議決権数を超える議決権を保有するときを除く。以下この条において「農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有する」とき)という。は、農林中央金庫が農林中央金庫及び農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときににおける特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められるものとして主務省令で定める基準に適合する場合に限り、第四項の規定にかかわらず、あらかじめ、同項の主務大臣の認可を受けることを要しない。 18 農林中央金庫は、前項の規定により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するとき、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。
---	--	--	---

19 前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときは、農林中央金庫が第十七項の主務省令で定める基準に適合する場合に限り、適用しない。ただし、農林中央金庫は、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務省令で定めるところにより主務大臣に届け出た場合を除き、当該特定会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。	四号」を「並びに第百条第二十二号及び第二十四号」に改める。 第九十五条中「から第三十一条まで」を、「第三十条(第二項第三号を除く。)、第三十一条」に、「から第三項まで、第八項、第十項、第十一項第一号に係る部分に限る。」及び第十二項を、「第二項、第四項、第十四項、第十六項、第十七項第一号に係る部分に限る。」及び第十八項に、「第三十四条第十二項を第三十四条第十八項に」、「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。	号に係る部分に限る。」の規定による届出をすることを怠り、若しくは不正の届出をしたとき、又は「届出若しくは公告をすることを怠り、若しくは不正の届出若しくは」を「公告をすることを怠り、若しくは不正の」に改め、同項第二十四号中「とき、又は」を「とき」に、「農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(農林中央金庫の子会社を除く。）」について当該子会社対象会社(同号に掲げる会社(同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。))を除く。が同条第一項第十二号に掲げる会社となつたことその他同条第十六項の主務省令で定める事実を知つた日」を「同項に規定するこれを知つた日」に、「当該同号に掲げる会社」を「同条第一項第十二号に掲げる会社(同条第四項の主務省令で定める会社を除く。）」に、「とき」を「とき、又は同条第二十項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定するこれを知つた日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が同項の特定会社以外の第十二号会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改める。	施行する。ただし、農林中央金庫法第二十四条の五第一項、第二十六条第三項第二号、第三十条、第三十四条、第三十四条の二第五項、第四十条の二、第四十二条、第四十九条第一項第四号、第九十五条及び第百条第一項第十三号の改正規定並びに次条から附則第五条までの規定は、公布の日の翌日から施行する。 (理事の責任の一部免除に関する経過措置) 第二条 農林中央金庫の理事の前条ただし書に規定する規定の施行の日(附則第五条において「一部施行日」という。前行為に基づく責任の一部の免除については、この法律による改正後の農林中央金庫法第三十四条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置) 第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正) 第四条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。 第十四条第二項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。 第四十一条第四項第二号中「理事」の下に「農
20 農林中央金庫は、第十八項又は前項ただし書の規定による届出をした特定会社について、当該特定会社が特定会社以外の第十二号会社となつたことその他主務省令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。	「第三十四条第六項」に改め、同項第二十二号中「第六十六条若しくは第七十二条第十九項(第一号に係る部分に限る。)」を「若しくは第六十六条」に改め、「発行したとき」の下に「若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき、第七十二条第十八項若しくは第二十三項(第一号に係る部分に限る。)」の規定による届出をしないで同条第十七項の規定により農林中央金庫若しくはその子会社が合算して特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有したとき(農林中央金庫が当該特定会社を子会社としたとき及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社がその基準議決権数を超える議決権を保有したときを除く。)」を加え、「若しくは公告をしたとき、又は同項(第二号に係る部分に限る。)」若しくは「を」をしたとき、同条第二十三項(第二	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から	第四十一条第四項第二号中「理事」の下に「農

林中央金庫にあつては農林中央金庫法第三十四条第五項第二号口に規定する業務執行理事に限り、」を加える。 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第五条 農林中央金庫の理事の一部施行日前の行為に基づく責任の一部の免除については、前条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十一条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	理由 農林中央金庫による農林水産業者への円滑な出資及び融資を促進するため、農林中央金庫が目的達成のために営むものとされている業務として会員組織の構成員への資金の貸付け等の追加、地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社への出資に係る認可手続の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	農林中央金庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、農林中央金庫による農林水産業者への円滑な出資及び融資を促進するため、農林中央金庫が目的達成のために営むものとされている業務として会員組織の構成員への資金の貸付
け等の追加、地域の農林水産業の発展に資する取組を行う会社への出資に係る認可手続の緩和等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。 1 農林中央金庫の目的及び業務の見直し (一) 農林中央金庫の目的を見直し、現行の農業協同組合等の協同組織に加え、その構成員である農林水産業者のために金融の円滑を図ることを追加すること。 (二) 現在は農林中央金庫の任意業務とされている会員の構成員たる農林水産業者向けの資金の貸付け等を必須業務に追加すること。 2 農林中央金庫の出資手続の緩和 農林中央金庫が一定の基準に適合する場合、地域の農林水産業の発展に資する業務を行う会社の百分の十を超え百分の五十までの議決権の保有については、主務大臣の認可を不要とし、事前届出とすること。 3 農林中央金庫の理事の兼職及び兼業制限の緩和 農林中央金庫が外部の専門人材を理事として登用することが可能となるよう、外部理事を兼職及び兼業規制の対象から外すほか、これに伴う所要の規定を整備すること。 4 施行期日 この法律は、一部の規定を除き、公布の日	から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 二 議案の可決理由 本案は、農林中央金庫による農林水産業者への円滑な出資及び融資を促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 令和八年四月十四日 農林水産委員長 藤井比早之 衆議院議長 森 英介殿 (別紙) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 農林水産業を取り巻く環境が大きく変化する中、拡大かつ多様化する農林水産業者等の資金需要に因應するため、農林水産業の発展に寄与することを使命とする農林中央金庫が金融機能を強化することは一層重要となっている。 よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。	農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び同報告書
ガバナンスを強化するとともに、専門性を有する人材の確保・育成を行うことにより、その業務の執行に最善を尽くすこと。 二 農林中央金庫は、その基盤をなす全国の農水産業協同組合が行う信用事業との役割分担を意識し、また、リスク管理を適切に行いながら、資金需要に適切に応えられるよう、農林水産業者への融資の拡大に積極的に取り組むこと。 三 農林中央金庫は、農林水産業の成長産業化等に貢献するため、出資対象会社の選定基準等を適切に定めるなど業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、地域の農林水産業の発展に資する農林水産・食品関連会社等への出資に積極的に取り組むこと。 四 農林中央金庫の業務の範囲や出資規制を見直すことに伴い、農林中央金庫が行う出融資の状況等についてモニタリングを行うとともに、経営の健全性確保の観点から農林中央金庫に対して適切な監督を行うこと。 五 農林中央金庫は、農林水産業者等の所得の向上に資するため、その出融資先に対する販路拡大など経営課題の解決策の提案に積極的に取り組むこと。 右決議する。	一 農林中央金庫は、経済情勢や組織運営等に関する専門的な知見を有する外部理事の登用など	令和八年四月十六日 衆議院會議録第十三号

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和八年三月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律

農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「これらの者」の下に「農林中央金庫」を加え、同条第三項第一号中「二億円」を「七億円」に、「四千万円」を「二億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

農業者における規模拡大、生産性向上、付加価値向上等を図る取組の進展に伴い資金需要が拡大している状況に鑑み、長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、農業近代化資金について、貸付金合計額の最高限度額を引き上げるとともに、その貸付対象者に農林中央金庫が主たる出資者等となっている団体又は法人を追加する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農業者における規模拡大、生産性向上、付加価値向上等を図る取組の進展に伴い資金需要が拡大している状況に鑑み、長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、農業近代化資金について、貸付対象者の追加及び貸付金合計額の最高限度額の引上げの措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 貸付対象者の追加

貸付対象者に、農林中央金庫が主たる出資者等となっている団体又は法人で政令で定めるものを加えること。

2 貸付金合計額の最高限度額の引上げ

貸付金合計額の最高限度額を、農業者で政令で定めるものに貸し付ける場合にあっては「二億円」から「七億円」に、その他の農業者に貸し付ける場合にあっては「四千万円」の範囲内で政令で定める額から「二億円の範囲内で政令で定める額」に引き上げること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、農業者等に対する長期かつ低利の資金の融通を円滑にするための措置として妥当なものとの認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和八年四月十四日

農林水産委員長 藤井比早之

衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農業経営をめぐる状況が大きく変化する中、農業経営の改善に係る農業者等の取組の促進に向けて、民間金融機関が取り扱う長期・低利の制度資金である農業近代化資金が積極的に活用されることは一層重要となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 農業協同組合、地方銀行、信用金庫等の民間金融機関や農業者等に対し、農業近代化資金の貸付上限額の引上げ等貸付条件の拡充内容とともに、制度の利点についても丁寧に説明すること。

二 農業者等の資金ニーズにあわせて時宜に応じた融資実行が可能となるよう、融資手続の簡素化などの環境整備を行うこと。その上で、民間金融機関においてリスク管理等が適切に行われるよう必要な助言を行うこと。

三 農業者等の資金ニーズに応じた必要な融資が確実に行われるよう、都道府県とも緊密に連携して、適切な措置を講ずること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和八年三月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二万六千六百六十六人」を「二万五千四百四十人」に改める。

附 則

この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 裁判官以外の裁判所の職員の員数を百二十六人減少すること。

2 この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

二 議案の可決理由 本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 三 本案施行に要する経費 令和八年度裁判所関係予算に、約十一億三千八百五十万円減額した額が計上されている。 右報告する。 令和八年四月十四日 法務委員長 井上 英孝 衆議院議長 森 英介殿 〔別紙〕 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。 二 当委員会においてこれまでに付されてきた附帯決議の趣旨を尊重し、最高裁判所において、判事補の定員の充足に努めるとともに、その実員の増減の見通しを着実に立てた上で、定員の在り方について不断の検討を行うこと。	三 判事補を安定的に確保することが重要であることに鑑み、裁判官の全体的な処遇改善に向けた必要な検討を行うこと。 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。 六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。 七 裁判官及び裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。特に、子育てや介護などによりキャリア形成を損なうことなく仕事と家庭を両立し、その能力を十分に発揮できるような取組をより一層進めるとともに、本人の意向や家庭環境に十分に配慮した裁判官の異動にも努めること。		
---	---	--	--

